

官立高等商業学校学科課程の変遷*

—大分高等商業学校を事例に—

坂野 鉄也
BANNO, Tetsuya

2021年8月
Aug. 2021

目次

1	はじめに	1
2	開校時の学科課程	6
2.1	特別な普通学科目：修身	7
2.2	学力調整のための学科目	10
2.3	開校時学科課程の構成	11
3	第1回学科課程改正（1926（大正15）年）	12
4	カテゴリー分け（第2回改正 1929（昭和4）年）	20
5	選択科目の拡充と経営経済学の開講（第3回改正 1933（昭和8）年）	24
6	選択科目の縮小と学科目の統合	30
6.1	選択科目・レベル調整学科目の整理（第4回改正 1937（昭和12）年）	30
6.2	第二部設置にともなう整理（第5回改正 1940（昭和15）年）	32
7	高等商業学校標準教授要綱準拠（第6回改正 1942（昭和17）年）	34
8	おわりに	39
9	附録：表	42

* 本稿は、令和二・三年度陵水学術後援会学術調査・研究助成による研究課題「近代日本における経済学・商業教育をめぐる調査研究」の成果の一部である。

1 はじめに

植民地を含めた官立高等商業学校（以下、「官立高商」と略す。）の学科課程は、概ね似たような変化の過程を取る。開校時の、大きな括りの学科目から徐々に細分化し、あるいは新たなもののが加え学科目を増やしていく。もちろん、週あたりの授業時間数には限りがあり、一方的に増やし続けることはできず、学科目の改廃もおこなわれた。しかしながら、細分化・新設学科目の追加という傾向は、学科課程全体の改変が一度しか行われなかった名古屋高商のような例外はあるものの、多くの官立高商に共通してみられる。こうした状況が完全にリセットされるのは、戦時統制下にはいっていた1942年である。それまで法的な拘束を強く受けることなくそれぞれの官立高商でかなり自立的に成立していた学科課程が統一的に再編され、官・公・私立を問わず高商学科課程標準化がおこなわれることになる。

細分化・新規の学科目と並んで学科課程の変化として捉えられるのは、経済学系学科目に充てられる授業時間数の相対的増加である。経済学系学科目は商業学系科目との対比でその割合を増やしていく。最初の官立高商である東京高等商業学校をみても、その前身校である東京商業学校・東京外国語学校所属高等商業学校において経済学教育は、当初「商業経済」という学科名で商業教育の一部と位置づけられていた¹⁾。しかし早くも、東京商業学校・東京外国語学校・同所属高等商業学校の三校が合併した

1885（明治18）年の翌年には「経済」と学科名を変える²⁾。経済学の商業学からの分離傾向がみてとれる。

「経済学」と「商業学」とは同等の、あるいは対立する存在ではない。「経済学」は、官立高商が誕生するはるか以前、1776年に Adam Smith の *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations* が出版されたことをもって起点とできる体系化されたひとつの学問と言える。それに対し、「商業学」という体系化された学問はない。明治になって近代教育制度のなかで日本にも商業学校や高等商業学校ができる、学科目として「商業学」が置かれる。しかしそれは、「学」的体系としての「商業学」ではなく商業に関する様々な知識・技術を謂わば総称したものといえる。

たとえば、それは研究の場である大学での専門教育としての違いにもみられる。当初、「理財学」と呼ばれた経済学の専門教育は、1878（明治11）年に東京大学文学部で始まり、経済学を専攻学科とする教育課程は1908（明治41）年7月に東京帝国大学法科大学での経済学科設置に始まる。その翌年には商業学科も設置されるとはいえ、設置されたそれぞれの学科の初年度における学科課程をみると、1908年度経済学科の第1年には「経済学（総論）」「経済学（外国语）」という学科目があるが、1909年度商業学科の学科課程にはどの学年にも「商業学」という学科目はない。

そもそも、東京帝国大学法科大学商業学科の存在には無理があった。商業学科が設置された年度において商業学系学科目を担当する教官は

1) 本稿においては、学科名を引用する場合、カギ括弧を付すが、字体はすべて新字体に統一した。

2) 坂野鉄也「初期高等商業学校における経済学教育:1893年までの東京高等商業学校における「経済」と「統計」」『滋賀大学経済学部研究年報』第27号、2020年12月、19頁。

3) 『東京帝國大學一覽 従明治四十二年至明治四十三年』 国立国会図書館デジタルコレクション（以下、NDLDCと略す。）<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/813185> 最終アクセス日：2021年6月15日

法科大学内にはおらず、「計算学」担当の講師として東京高商教授下野直太郎の名があがっているに過ぎない³⁾。第一期生が最終学年となる1912（明治45）年度においても商業学講座はなく、「商事経営学」「商業実務」の「授業担任」として東京高商教師のベルギー人ブロックホイス（Edward Joseph Blockhuys）があり、「計算学」「保険学」「鉄道論」「海運論」「海上保険論」「生命保険論」の講師がそれぞれいるだけである⁴⁾。商業学講座が置かれたのは商業学科第1回生が卒業した1913年7月の後、1913年9月から始まる年度のことであった。1913年11月に渡邊鐵藏が助教授に就任し⁵⁾、商業学科に「商業学」という学科が置かれ⁶⁾、「商業學講座擔任」となるのである⁷⁾。

商業学科は学生数も多くなく、1912年7月の経済学科第一回卒業生が69名であったのに対し、翌1913年7月の商業学科第一回卒業生はわずか13名であった。1913年度の学生数でみても、経済学科282人に対し商業学科は45人であり⁸⁾、商業学科の志願者は6名、入学生は1名に留まった⁹⁾。

東京帝国大学法科大学商業学科で「商業学」が開講された2年後、東京高商では逆に「商業

学」という学科はなくなる。1919年の大学化に向け1915（大正4）年9月、東京高商としては5回目にあたる学科課程改正がおこられた¹⁰⁾。そこでは、予科の「商業通論」という科目はあるものの、本科ではそれまであった「商業学」という学科が姿を消した。代わりに登場したのは、「銀行及取引所」「交通」「保険」といった学科である。従来、「商業学」という大きな枠組みであったが、そこに含まれていた各論が学科の名となったのである。それは週あたりの授業時間数でも確認することができる。改正前、「商業学」は第1学年において週2時間、第2学年において週7時間が課せられていたものが、改正後、「銀行及取引所」が第2学年で週3時間、「交通」が第1学年で週3時間、「保険」が第2学年で週3時間となり、いずれも合計すると週9時間ということになる。

この学科課程改正におけるもうひとつの大きな変化は、「商業学」とともに「商業実践」が廃止されたことである。東京高商の始原、商法講習所以来、「商業実践」は商業教育の目玉であった。簿記を含めた商業に関する技術・知識を身につけ、それを実践する、いわば「商業技術者」の養成が商法講習所以来の商業教育の基

-
- 4) 『東京帝國大學一覽 從大正元年至大正二年』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/940163>
最終アクセス日：2021年6月15日
 - 5) 「渡辺鉄藏外二名任免ノ件」 国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/img/2686781> 最終アクセス日：2021年6月17日
 - 6) 『東京帝國大學一覽 從大正二年至大正三年』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/940164>
最終アクセス日：2021年6月17日
 - 7) 『東京帝國大學一覽 從大正三年至大正四年』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/940165>
最終アクセス日：2021年6月17日 なお、『官報』掲載の「叙任及辭令」には「商業學第一講座」と記載されている。『官報』第664号（1914年10月16日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2952770>
最終アクセス日：2021年6月17日
 - 8) 『東京帝國大學一覽 從大正二年至大正三年』
 - 9) 館昭「大正三年の帝国大学令改正案と東京帝国大学——奥田文政下の学制改革問題」『東京大学史紀要』第1号、1978年、49頁。
 - 10) 1915年9月6日付文部省令第12号（『官報』第929号、1915年9月6日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2953037> 最終アクセス日：2021年4月13日 同令は同年9月11日を施行日とするとはいえ、在学生には適用されなかつたため、この学科課程が適用されるのは、翌1916年4月に入学した生徒からであった。なお東京高商の始業が9月から4月に変更されたのもこのときである。

本的な型であった。大学化を前にそれが大きく変化したのである。

東京高商が東京商科大学となった 1919 年、同年 5 月 28 日付け勅令第 255 号で¹¹⁾、前年の東京帝国大学に続き京都帝国大学にも経済学部が設置され「金融論」「交通論」「保険論」という商業学系学科も開講された¹²⁾。しかし東京帝大とは異なり、商業学科も商業学講座も置かれることはなく、「商業学」も開講されることはないかった。またそれに代わる存在と目される「経営学」もなかった。1927（昭和 2）年に京都帝国大学経済学部に進学し、のちに経営学を専攻することになる山本安次郎は、「経営学関係の講義は一つもなかった」と述べる¹³⁾。1927 年度の大学一覧によれば、経済学部規程上は「商工経営学」があり経営と名のつく講義は少なくとも予定されていた。しかし、「会計学」の講師がいるのみであり開講されなかつた可能性もある。そもそも「会計学」「商工経営学」も、在学 3 年間の間に 13 科目以上履修しなければならない「正科目」18 科目には含まれず、6 科目以上履修すればよい「副科目」12 科目のなかにあった。商業学系学科である「会計学」も「商工経営学」も履修せずとも卒業は可能である。なお「正科目」には「商業経済学」という科目があるが、1927 年度の担当教官は在外研究中であった¹⁴⁾。京都帝国大学経済学部は経営学を含めた商業学の教育・研究は中核とはならず、ただ経済学の研究・教育機関であったとい

える。

経済学部が設置された帝国大学においては経済学の教育・研究が中心であり、東京帝大の商業学科はいわば「鬼子」のような存在であったと言える。たゞ、商業教育機関である高等商業学校では、「商業学」という学科目は姿を消し、如上のとおり、経済学系学科目が商業学系学科目に対しての比率を高めていった。そしてそれは、帝国大学での経済学教育に少しづつ近づいていくことを意味した。

研究者を養成する場でもあった帝国大学内に置かれた経済学科の誕生（1908 年）時における学科課程について、日本経済史家の安藤良雄は、『東京大学経済学部五十年史』（東京大学出版会、1971 年）で「学科課程の原型」と評し、それが 1971 年時点において日本の大学における経済学部（経済学科）の「パターン」であるとする。そしてその特徴は、「「理論」「政策」「歴史」を三本の柱とするドイツ、とくに歴史学派流のもの」であった¹⁵⁾。

この「理論」「政策」「歴史」の三分野をそれぞれ扱う学科目の登場を以て、経済学教育の完成の基準とするならば、東京高商において経済学教育のいちおうの完成がみられるのは、「商業学」という学科目が消えた、1915（大正 4）年 9 月の学科課程改正による新学科課程である¹⁶⁾。学園史にあたる『一橋大学百二十年史：Captain of Industry をこえて』（1995 年）が、「現在の商・経・法学部講義科目の原型ができ

11) 『官報』第 2044 号（1919 年 5 月 29 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2954158>
最終アクセス日：2021 年 6 月 15 日

12) 『京都帝國大學一覽 自大正八年至大正九年』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/940184>
最終アクセス日：2021 年 6 月 15 日

13) 山本安次郎『日本経営学五十年一回顧と展望一』 東洋経済新報社、1977 年、7 頁。

14) 『京都帝国大學一覽 自昭和二年至昭和三年』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1447033>
最終アクセス日：2021 年 6 月 15 日

15) 『東京大学経済学部五十年史』 東京大学出版会、1971 年、11-12 頁。

16) 1915 年 9 月 6 日付文部省令第 12 号

17) 『一橋大学百二十年史』、76 頁。

あがった」と評する学科課程である¹⁷⁾。

経済学系科目はその数が増やされ、従前の「経済学」が「経済大意」「経済原論」「貨幣論」「商業政策」に分割されており、東京高商では初めて、政策系の学科目が設置された。理論分野も「経済大意」「経済原論」「貨幣論」と細分化されている。なお、歴史分野は従前のとおり「商業歴史」であり¹⁸⁾、「経済史」ではない。「政策」・「歴史」分野で商業のみに限定されているため、厳密に経済学教育の三本柱が揃ったとは言いがたいが、経済学教育の基本型に近づきつつあったことは確かである。

1929（昭和4）年から神戸商業大学となる神戸高商も同様に、大学へと変わることが決まった1923（大正12）年のうち、大学になる4年前の1925（大正14）年度からの学科課程に変化がみられる。経済学では「理論」「歴史」「政策」の三本柱が完成する。前年度時点では、「経済学」「財政学」「統計学」が一つの括りとされ、第一年と第二年とで週3時間ずつ学習するという大雑把なものであったが¹⁹⁾、1925年度には「経済原論」「貨幣論」「商業政策」「工業政策」「財政学」「経済史」「統計学」と学科目数が増え、それぞれの学科目ごとに週の学習時間が指定されるようになっている²⁰⁾。

1924年度までの学科課程にみられるように、神戸高商では長らく「経済学」「財政学」「統計

学」が個々の学科目毎に週当たりの学習時間数が明確にされない同じ時間的括りであった。それに対し、東京高商では早い時期から個々に学習時間数の示された別の学科目として扱われていた。統計学では、東京商業学校・東京外国语学校・同所属高等商業学校の三校が合併した1885（明治18）年の翌年から「統計」という学科目が確認できる²¹⁾。たほう財政学は「経済」という学科目内で当初教授されていたが、1896（明治29）年には独立した学科目となっている²²⁾。神戸高商の場合、1903（明治36）年に最初の授業をはじめたときから学科目としては独立していたが、週当たりの学習時間の表示としては一括されていた²³⁾。

商業学系科目では、東京高商と同様に従来の「商業学」「商業実践」がなくなり、各論の学科目化が起こる。具体的には東京高商よりもさらに細かく、「銀行及金融」「外国為替」「交通」「保険」「海上保険」「取引所」「倉庫及市場」「経営学」の8学科目となった。ただし、3年間の週あたりの学習時間は従前が「商業学（英語）」を含め17時間あったものが、改正後は11時間となった。

時期の違いはあるものの、大学に変身した2つの高商では大学となるのが決まって以降、経済学系の学科目数を増やし、経済学教育の基本型を整え、商業学系科目は「商業学」という

18) 『東京高等商業學校一覽 従大正三年至大正四年』 <https://hdl.handle.net/10086/47499> 『東京高等商業學校一覽 従大正五年至大正六年』 <https://hdl.handle.net/10086/47508> 最終アクセス日：2021年4月13日

19) 『大正十三年九月三十日調 神戸高等商業學校一覽』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1152286> 最終アクセス日：2021年4月21日

20) 『大正十四年九月三十日調 神戸高等商業學校一覽』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/941102> 最終アクセス日：2021年4月21日

21) 坂野「初期高等商業学校における経済学教育」、19頁。

22) 坂野「初期高等商業学校における経済学教育」、21頁。

23) 法律学系科目も経済学系科目と同様に従前は「民法商法」「破産法」「国際法」と学科目が分かれているものの週あたりの学習時間は、経済学系科目と同様に3学科目が一括して表示されていた。改正後は、各学科目ごとに記載されるようになり、「民法商法」が分割され「民法」と「商法」とに分けられた。3年間の週あたり学習時間は12時間で変更はない。

大枠によって示されていた学科目が各論に細分化された。これを高等商業学校における教育が「商業技術者」の養成から転換したメルクマールとみるとことができよう。

では、1947年以前の旧い学校制度において大学とならなかったほかの官立高商はどうだったのか。それがここでの課題である。大学とならなかった官立高商の学科課程については、和歌山高商の学科課程に関する長廣利崇の研究がある²⁴⁾。長廣も、開講学科目を系統ごとに「普通学（神戸高商予科で開講されていた「予科科目」から「簿記」「商業通論」「経済通論」「法学通論」を抜いたもの）」「法律学」「経済学」「商業学」「その他」の5つに分類しているが、「普通学」を除いてその明確な根拠・基準は明示していない²⁵⁾。

長廣の研究は、学科課程の変遷に留まらず、官立高商が「ヒト・モノ・カネからなる経営資源の調達に自律性がなく制限された状態において、学校が主体的に行う活動を「経営」とし、「外部環境との相互関係における学校の主体的な活動の流れを見直す」「経営史」という広い

視野で「学校と企業、学校と国家（政策）との関係に注目」し、高商という存在をトータルで分析するものである²⁶⁾。そのため、学科課程の変遷に関する長廣の分析軸は、「戦間期」（1920～37年）と「戦時期」（1937～45年）という時間軸と、官立高商4年制への修業年限延長というテーマ軸のふたつとなっている。

「外部環境との相互関係」を前提とし、修業年限延長問題を主軸とする長廣の研究においては学科課程そのものの分析や改正の内的要因の検討が十分におこなわれてはいない。また、如上のとおり、「経済学」「商業学」といった学科目区分がどのようにおこなわれるのかという基準もなく、履修学年も考慮されていない²⁷⁾。

そこで本稿では、大正期の高等教育機関拡充期以降に設置された官立高商の事例として大分高商を取りあげることとした一番大きな理由は、大分高商は自らの学校規程の中で、商業学、経済学、法律学といった分野ごとに学科目をカテゴリーに分けており、学科課程における商業学と経済学（くわえて、法律学や普通学）との関係を捉える上で、

24) 長廣利崇『高等商業学校の経営史：学校と企業・国家』

有斐閣、2017年。

25) 長廣『高等商業学校の経営史』、42-46、62、68-69頁。

26) 長廣『高等商業学校の経営史』、4頁。

27) 後述するように、学科課程表における表記順は隣接分野あるいはカテゴリーの同一性を示す傾向にあるが、それも考慮されているようにみられない。

28) 官立高商の学科課程をめぐっては、長廣の著作以外にもすでにいくつかの研究があるが、大分高商の学科課程を対象とした研究は確認できない。また先行研究およびその課題については、すでに拙稿において指摘した。坂野「初期高等商業学校における経済学教育」、13-14頁。

29) 後述するように、大分高商では二度目の学科課程改正となる1929（昭和4）年の学科課程表において、学科のうち「英語」「哲学」「法律学」「経済学」「商業学」「簿記会計学」「数学」というカテゴリーのもとに学科の詳細を記す形を取っている。1929年3月15日付文部省令第5号（『官報』第661号、1929年3月15日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957127/1> 最終アクセス日：2021年4月21日。同様に、学科目群のカテゴリーを学科課程表に記載しているのは、小樽高商である。大分高商に遅れること2年、1931（昭和6）年改正から1942年の改正までのあいだ、学科課程表には「語学」「数学」「歴史」「商品学」「法律学」「商業学」「簿記」「経済学」というカテゴリーが置かれた。1931年6月17日付「文部省令第18号」『官報』（第1338号、1931年6月17日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957806/1> 最終アクセス日：2021年5月11日。ここでは、高等教育機関拡充期以降に設置された官立高商に焦点をあてるため1911（明治44）年に開校した小樽高商は除外する。また、台湾総督府が設置した台北高等商業学校（台湾総督府高等商業学校）も「外国語」「法律学」「経済学」「商業学」「簿記及計理学」という学科目区分がある。ただし史料が限られており、現状では分析ができないため対象とはしない。なお、官立高商の学科課程表において外国語学科目以外でもカテゴリー分けをおこなった学

同時代における見方を正確な理解に近づける事例と考えられることである²⁹⁾。

ここでカテゴリー分類に拘るのは、大学化しなかった高商における学科課程改正の要因に関わると考えられるためである。旧制下で大学となつた高商では経済学系学科目の充実、商業系学科目の各論化が、大学化のプロセスのひとつであり、学問や研究への移行を背景にしているのであれば、それ以外の高商における経済学教育の基本型の整備、商業系学科目の各論化にもそうした変化への志向があった可能性はある。後述するように、それは選択科目の増加とも歩調を合わせていたものであり、大正中期に萌芽したともいえる経営経済学、言い換えれば、「学問化しようとする商業学」の動向に影響をうけているとも考えられる。高商における学科課程の改正に、高商が商業技術の伝達、「商業技術者」の育成から研究を背景とした理論（学問）を教育する機関への脱皮、換言すれば、「技術から理論へ」の移行を図ろうとした姿とみることもできよう。

2 開校時の学科課程

官立高商は大学化の有無・その設置時期によって3つのグループに分けられる。大学化した東京・神戸、東京・神戸以外の明治期に設置された山口・長崎・小樽の三高商、そして1919（大正8）年に始まる高等教育機関拡充期以降に設置もしくは官立化された、台北（台湾総督府高等商業学校）・名古屋・福島・京城・大分・

校が限られることの理由については今後の課題とする。

²⁹⁾ 台湾総督府によって台南に設置された高等商業学校は、1926（大正15）年に設立されるものの、その後3年で台北高等商業学校に統合されることになる。詳しくは、以下を参照。藤井康子「第六章 「台南高等商業学校誘致運動の顛末—台南市の「繁栄と面目」をめぐる駆け引き—」『わが町にも学校を—植民地台湾の学校誘致運動と地域社会—』九州大学出版会、2018年、255-273頁。

³¹⁾ 1922年1月14日付文部省令第3号（『官報』第2833号、1922年1月14日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2954949/1> 最終アクセス日：2021年5月6日

和歌山・彦根・横浜・高松・高岡・台南³⁰⁾・大連の各高商である。大分高商は最後の、第3グループのひとつとなる。

1919（大正8）年度は6ヵ年にわたる「高等教育機関拡張計画」が始まり、大学令、第二次高等学校令が施行された年度であり、高等教育機関にとって大きな変化がはじまるときであった。官立高商では、この計画以前に東京高商の大学への変身は決まっていたが、神戸高商の大学化、台北、名古屋、福島、大分、彦根、和歌山、京城、横浜、高松、高岡、台南への高商の設置と大連高商の官立化が行われたのは、これ以後のこととなる。また、大学における経済学・商業学教育という観点でいえば、東京・京都という2つの帝国大学に経済学部が設置されたのもこの1919年のことであった。1919年は、官立高商にとっても商業学・経済学の高等教育にとっても大きな変化が始まる時期であった。

大分高商を含む1919年以降に設置された文部省管轄の、つまりいわゆる「内地」にあった官立高商の「学校規程」はすべて、改正のたびに『官報』に掲載されており、その学科課程の変遷はそれが発生したときの『官報』によって確認することができる。

大分高商において最初の学期が始まる1922（大正11）年4月に先立って同年1月14日付で「大分高等商業学校規程」が定められ、同日付『官報』に掲載された³¹⁾。学科課程表を確認すると（表1参照）、非常にシンプルであり、まだ選択科目は置かれていない。学科目数は19、「書法／商業作文」や「理化学／商品学」のよう

に時間数を数える場合に同じ括りに複数の学科目が含まれているものをひとつと考えるとさらに減り 14 となる。

この 14 の学科目をカテゴリー分けする際に、大分高商が授業を開始する前年 1921（大正 10）年に全面改正された「商業学校規程」が参考になる。これは、中等教育機関である商業学校について定めるものだが、高商の学科目を専門学科目とそれ以外とに分ける上で有意である。「商業学校規程」の第 8 条で商業学校の学科目が示されているが、それによれば、学科目は大きく「商業ニ関スル学科目」とそれ以外とに区分される。それ以外とは「修身、国語、数学、地理、歴史、理科、外国語、法制、経済、体操」である。これらの学科目は普通教育機関である初等・中等教育機関や高等学校（高等科）³²⁾・大学予科でも教授される学科目であるので、ここでは「普通学科目」と称することとする。

ただし、高等実業教育機関である高商においては、普通教育で教授される「法制」「経済」に代わり、「法律学」「経済学／財政学」が置かれている。これらの学科目は普通教育における「法制」「経済」よりは水準が高いものである。また、「はじめに」で述べたように大分高商では、1929（昭和 4）年の学科課程表において、「法律学」「経済学」というカテゴリーを用いており、「法律学系学科目」「経済学系学科目」として独立させることとする。これらにしたがえば、高商の学科課程における学科目群は大き

く、普通学科目と専門学科目、すなわち商業学系学科目、経済学系学科目、法律学系学科目の 3 系統とに分けることができる。

2.1 特別な普通学科目：修身

学科課程表の最初に掲げられているのは「修身」である。1880（明治 13）年教育令改正以降、小学校の教科において筆頭にあげられるものである。官立高商の学科課程表においても「修身」は筆頭にあげられる学科目であり、最後にある「体操」とともに大学を除くすべての教育機関の共通する学科目であった。

「修身」は、1872（明治 5）年に日本における近代的教育制度の端緒を開いた「学制」において「修身口授」^{キヨウギノサトシ}として下等小学 1、2 年にのみ置かれた学科目として始まる。すでにその名に儒教思想の影響がみられる「修身」は、こののち儒教そして国家主義の影響を色濃く受けいくことになる。

1879（明治 12）年、「学制」に代わる教育にかんする基本法である「教育令」が準備されている中、明治天皇の侍講である儒学者元田永孚が起草した「聖旨 教学大旨」という文書が出された。「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ盡クスハ、我祖訓國典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ、然ルニ輓近專ラ智識才芸ノミヲ尚トビ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者少ナカラズ」

³²⁾ 1918 年 12 月 6 日付勅令第 389 号で第二次高等学校令が出され、翌 1919 年 4 月 1 日付で施行されて以降は、高等学校は 7 年制となり、第一次高等学校令による高等学校は「高等学校高等科」となる。『官報』（第 1903 号、1918 年 12 月 6 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2954017> 最終アクセス日：2021 年 6 月 15 日。第二次高等学校令によって公立・私立の高等学校設立が可能となったが、7 年制の高等学校は官立の東京高等学校が最初の事例となる。1921 年 11 月 8 日付勅令第 432 号文部省直轄諸学校官制中改正（『官報』第 2782 号、1921 年 11 月 9 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2954897>、および『東京高等學校一覽 第一 自大正十年十一月至大正十四年三月』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/940513> ともに最終アクセス日：2021 年 6 月 15 日

³³⁾ 「聖旨 教学大旨」については本山幸彦『明治國家の教育思想』思文閣出版、1998 年、152-153 頁の引用による。

³⁴⁾ 栗原るみ「ジェンダーの日本近現代史（3）」『行政社会論集』（福島大学行政社会学会）第 22 卷第 2 号、2009 年

と始まる「教学大旨」では³³⁾、「仁義忠孝を内容とする儒教道徳を教育の中心に据えるように主張」するのである³⁴⁾。

その影響下で改正された1880（明治13）年教育令では、「修身」という学科目が小学校の学科目の筆頭に置かれるようになる。すなわち、初等教育では儒教思想に基づいた天皇への忠義を基盤とする教育が中心に据えられるようになった。そして、1881（明治14）年6月18日付文部省達第19号によって府県に送付された「小学校教員心得」では「普通教育ノ弛張ハ国家ノ隆替ニ係ル」とされ、普通教育は「尊王愛國ノ士氣ヲ振起」することを目的とすることが記される。また心得の最初に掲げられるのは「人ヲ導キテ善良ナラシムルハ多識ナラシムルニ比スレハ更ニ緊要ナリトス」という事項であり³⁵⁾、「教学大旨」が主張するように知識よりも道徳が強調されている。「修身」科を基盤とした德育主義が教育政策に反映されるようになるのである。

そして、1890（明治23）年10月30日に「教育ニ関スル勅語」いわゆる「教育勅語」が渙発されると、それが「修身」の基盤として位置づけられていくことになる³⁶⁾。

「修身」はその後、1945年の敗戦まで続くことになるが、1910（明治43）年からは小松原英太郎文相のもとで大学を除く官立高等教育機関にも導入された。その最初は医学専門学校で、高等師範学校と続き、翌1911年までに高

等学校・大学予科、そして各種実業専門学校でもそれまでの「倫理」科が「修身」科に変えられしていくことになる。官立高商でも1911年に東京・神戸・山口・長崎の四高商で学科目名が変更され、同年に設置された小樽高商では当初から「倫理」科ではなく「修身」科が置かれた。第3グループの官立高商ではいずれも当初から「修身」科が学科課程表の筆頭に置かれることになる³⁷⁾。

実業教育機関における「修身」科の教授内容については、小松原文相期の1911（明治44）年8月17日付文部省訓令第16号で「甲種程度實業学校修身教授要目」が示されている。修業年限3年を標準とし、3学年ともいざれも週1時間の授業が想定され、第1・第2学年では「生徒心得」「教育ニ関スル勅語」「道徳ノ要領」「作法」の4項目、第3学年では「戊申詔書」「道徳ノ要領」「作法」の3項目が挙げられている。第1・第2学年の「生徒心得」については説明不要であろうし、「教育ニ関スル勅語」については上述したが、「勅語ノ全文ニ就キテ丁寧慎重ニ述義シ且之ヲ暗誦・暗寫セシムヘシ」と説明が付されている³⁸⁾。第3学年にもある「道徳ノ要領」では、おもに天皇制国家の臣民としての道徳が説かれることになる。

さらに、第3学年の「道徳ノ要領」では「職業」「実業者ノ本務」「国交」「我国道徳ノ特質」という4項目が立てられており、実業道徳、国際道徳が説かれた上で、改めて日本の道徳の特

10月、71頁。

³⁵⁾ 『文部省布達全書 明治十三年、明治十四年』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/797574/129>
最終アクセス日：2021年4月22日

³⁶⁾ 後述する「甲種程度實業学校修身教授要目」では、「修身ノ教授ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ニ基キ」と記されている。
『官報』(第8447号、1911年8月17日付) NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2951804/1>
最終アクセス日：2021年4月22日

³⁷⁾ 坂野 鉄也「高等商業学校「商業道徳」科の素描 ——「商業家」のための倫理とは—」『滋賀大学経済学部研究年報』第26巻、2016年11月、59-60頁および註11(61頁)。

³⁸⁾ 『官報』(第8447号、1911年8月17日付) NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2951804/1>
最終アクセス日：2021年4月27日

質が語られるというものと理解される。

また、第3学年では1908（明治41）年10月14日付『官報』（第7592号）に掲載され公布された「戊申詔書」も取り上げられ³⁹⁾、「教育ニ関スル勅語」と同様に、「全文ニ就キテ丁寧慎重ニ述義」することとされる。ただし、暗誦の必要はなく代わりに「聖旨ノ存スル所ヲ知ラシムヘシ」とされる。「戊申詔書」は日露戦争後の社会に改めて天皇制国家における臣民としての道徳が記されたものである。残る項目は「作法」であるけれども、「作法」については訓令内に説明がない⁴⁰⁾。

このように中等実業教育機関に対しては教授要目があるものの、官立高商を含めた高等実業教育機関における「修身」の教授内容を規定する法令はなく、学校毎に独自の内容を持ちうるものであった。大正期の高等教育機関拡充期以降に設置された官立高商ひとつである彦根高商の1932（昭和7）年度の『教授要目』には、「修身」で教えられた内容が示されている⁴¹⁾。その内容は「教育勅語」に直接結びつくものではなかった。

同じ高等教育機関である高等学校高等科・大学予科における「修身」は大きく3つの領域に分けて教授された。たとえば、時代は下るが、1930（昭和5）年6月5日に出された文部省訓令第12号「高等学校高等科修身教授要目」にそれらをみることができる。まずひとつは、学校生活や青年期にかかわる道徳で「実践道徳」

と呼ばれる領域である。ふたつめは、「国民道徳」の領域で日本人が守るべき道徳で、国家体制や武士道、祖先崇拜、天皇への忠義と親への孝行とが一致するという忠孝一致、世界平和と日本国民の使命などが説かれる。最後は「倫理学」の領域で、洋の東西を問わず倫理に関する書物が取り上げられ説明される⁴²⁾。

これを参照すると、彦根高商の1932年度「修身」の内容は、第1学年第1学期では「実践道徳」が、第2学期以降、最終学年である第3学年までは「倫理学」の領域が扱われ、ふたつめの「国民道徳」は教えられていない。

第1年第1学期の担当者は当時の校長であった矢野貫城^{つらき}が担当した。矢野は山口高商を卒業した商業教育者であり、彼の担当する「修身」では、「生徒心得」にはじまり、商業教育について、職業心得などの「実践道徳」が語られる。そして、その後は教養と人格の関係が語られ、最後に商業道徳が話される。

第2学期から第3学年はすべて秋山範二^{はんじ}が担当する。秋山は東京帝国大学文学部哲学科を卒業した哲学者であり、曹洞宗の開祖である道元に関する研究が有名な人物である。秋山が担当した「修身」では、まず第1学年第2学期では仏教、儒教などの東洋思想が語られ、第2学年に入ると、古典古代から同時代までの西洋倫理思想が論じられる。第3学年は完全に倫理学の授業となっている。「修身」の3領域のうち、最後の「倫理学」分野が東西の倫理学史を含め

³⁹⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2950939/1> 最終アクセス日：2021年4月27日

⁴⁰⁾ 「甲種程度實業学校修身教授要目」が廃止され公布された1931（昭和6）年4月23日付けで文部省訓令第13号「實業学校修身教授要目」では、「作法」では「起居動作 服装 訪問應接 食事及饗應 集会 通信及交通 慶弔等」とある。『官報』（第1292号） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957760/1> 最終アクセス日：2021年4月27日

⁴¹⁾ すべてではないものの、彦根高商の『教授要目』は滋賀大学経済経営研究所のデジタルアーカイブの「彦根高商刊行物」で検索、閲覧可能である。<https://www.econ.shiga-u.ac.jp/ebr/10/3/6.html> 最終アクセス日：2021年4月15日

⁴²⁾ 『官報』（第1028号、1930年6月5日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957495/1> 最終アクセス日：2021年4月27日

2年半かけて論じられると考えればよいであろう。高等学校高等科の修身教授要目では、3領域のいずれもそれぞれ「約三十時間」(2学期間)が割り当てられているが⁴³⁾、彦根高商では「国民道徳」を除く2領域がそれぞれ1学期間にと5学期間で教えられており、領域も時間数も大きく異なっている。

この彦根高商の事例をみると、高商における「修身」という学科目がその目指された「国民道徳」とは遠いところにあったことがみてとれる。こうした教育によって何が目指されていたのかは判然としない。「修身」は、学科目名そのものは高等学校高等科やほかの実業専門学校とも同じであるにもかかわらず、高商の教育内容と高校（高等科）において大きな違いがあったことは確かである。これは高商における普通教育には高商ならではの要素があった可能性を示唆する。しかしながら、1921（大正10）年の実業学校令にならい、普通学科目とする。

2.2 学力調整のための学科目

学科課程表にみられるふたつめは「国語漢文」である。これは商業学校出身の第1学年の生徒のみが対象となる学科目である。東京・神戸の両高商とは異なり、予科をもたない大分高商のような場合、第1学年には中学校出身者と商業学校出身者とのあいだの学力差を調整する目的の学科目が設けられ、中学校出身者、商業学校出身者それぞれに提供されている。

開校時の学科課程表には「国語漢文」以外に商業学校出身者向けに設定された学科目はふたつ、「歴史」と「理化学」がある。「理化学」が

「商品学」と同じ時間枠にあることからもわかるように、「理化学」にせよ「歴史」にせよ、「商品学」や「商業史」「経済史」といった専門学科目の基礎となる普通学科目である。

大分高商が授業を開始した1922年時点で中学校の教育課程の詳細については、1901（明治34）年3月5日付「中学校令施行規則」で規程されている。それによれば、中学校では「歴史」は「地理」と同じ学科目枠に置かれ、第1学年から第5学年まで週3時間、つまり、中学校課程において週あたり15時間の学習量であった⁴⁴⁾。これを、たとえば、予科2年・本科3年の合わせて5年制であった鳥取県立商業学校の1921（大正10）年度の課程と比較すると、予科2年の間は「地理」「歴史」がそれぞれ週2時間ずつあるものの、本科に入ると第1学年で「歴史」「地理」それぞれ1時間の計2時間、第2学年では「地理」のみ1時間、第3学年では「歴史」のみ1時間と、予科・本科を合わせた5年間で週12時間と中学校よりも3時間少なくなっている⁴⁵⁾。

「理化学」とは「物理と化学」のことであるが、これも中学校では第4・第5学年でそれぞれ週4時間、計8時間の学習であったのに対し、鳥取県立商業学校では予科第2学年で「物理」2時間、本科第1学年で「化学」2時間の計4時間しかなく、半分の学習時間しかなかった（表2参照）。

たほう中学校出身者のみが履修した学科目は、「経済学／財政学」「商業学／商業実習」「簿記／会計学」である。いずれも商業学校では学習する専門学科目である。ただし、「経済学／

43) 『官報』(第1028号、1930年6月5日付)

44) 『官報』(第5298号、1901年3月5日付) NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2948594/2>
最終アクセス日：2021年4月27日

45) 『鳥取県立商業学校一覧 大正十年七月』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/909767> 最終
アクセス日：2021年4月27日

「財政学」は第1学年第2学期から、「商業学／商業実習」と「簿記／会計学」とは第2学年からは出身学校種の別なく学習する学科目となっている。

商業学校出身者と中学校出身者が入学する高等商業学校においてはこのように、商業学校出身者向けに普通学科目を、中学校出身者に実業専門学科目の基礎を課すことによって、両者のあいだの学力差を調整したのである⁴⁶⁾。レベル調整学科目に含まれない普通学科目には、「数学」と外国語学科がある。外国語学科には「英語」と「第二外国語」とが含まれる。東京高商における英語教育について論じた別稿において、官立高商の英語教育は「実用」の側面の強い教育であったことを示したように⁴⁷⁾、普通学科目と専門学科目との中間的な位置づけを与えると想定される。なお数学については、その教育内容にかんする分析は筆者の能力を超えていたため、今後の課題とするが、第2回改正時に「代数幾何」と「商業数学」とに分岐するように、これも中間的な学科目と位置づけられる可能性が高い。

2.3 開校時学科課程の構成

高等実業教育としての専門学科目は、普通学科目を除いたのこりの学科目となる。これらは、おおきく法律学系、経済学系、そして簿記・会計を含めた商業学系の3系統となる。

開校時の学科課程では法律学系学科目は「法律学」のみであるが、後述するように昭和期から学科目が細分化される。同じことは、経済学系学科目にもいえ、当初の「経済学」「財政学」

から「経済学」が複数の学科目に分かれていく。

同様に、「商業学系」学科目も細かく分かれていく。とはいっても、開校時の学科課程では授業時間枠で考えると、14学科目中5学科目であり、半数の7学科目を占める普通学科目（中間的な位置づけの学科目を含む）よりは少ないが、大分高商がまさに高等商業教育機関であることをよく示しているものになっている。

ここまで内容を踏まえると、大分高商開校時に設定された学科課程は次の4つに大別することができる。

- 1) 大学を除くあらゆる教育機関に対して義務づけられている普通学科目としての「修身」と「体操」
- 2) 商業学校出身者と中学校出身者のレベル調整のための、商業学校出身者向けの普通学科目としての「国語漢文」「歴史」「理化学」、また専門学科目の基礎として中学校出身を対象とした「経済学」「商業学」の基礎と「簿記」
- 3) 普通学科目と実業専門学科目との中間的な外国語学科と「数学」
- 4) 高等商業学校として必要な「法律学」、「経済学」と「財政学」、商業学の補助学としての「商品学」「商業地理」「商業作文」を含む商業学系学科目の3系統

このうちレベル調整学科目を除き全生徒が必ず履修する必修学科目は12であり、商業学と経済学との関係でみれば、補助学である「商品学」「商業地理」や「商業作文」を含めると圧倒的に商業学系学科目が多いことが分かる。それをここでは、便宜的に1学年ごとの1週あたりの学習時間を基準とし、第1学期あるいは第2学期のみの学科目は2分の1として時間計算

⁴⁶⁾ 長廣は、この学力差調整のための学科目は神戸高商予科において課された学科目であり、1920年代に始まる高商の修業年限延長要求の要因のひとつと捉える。長廣『高等商業学校の経営史』、42頁。

⁴⁷⁾ 坂野 鉄也 「「実用」の意味するところ：東京高商・東京商科大学商学専門部の英語教育における神田乃武の“culture”」 滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.252 <http://hdl.handle.net/10441/14799>

をすることによって比較することとする。たとえば、第1学年第2学期のみ週2時間の学習時間があるものは、年あたり週1時間の学習時間とする。

レベル調整のための学科目を除き、この換算を行うと、商業学系の学科目は、「商業学・商業実習」が3年間で週14時間であるが、「書法・商業作文」4時間、「商品学」5時間、「商業地理」3時間を足すと26時間となる。さらに「簿記／会計学」6時間を加えると3年間の週あたりの総学習時間は32時間となる。これは、3年間の週あたり学習時間合計100時間の約3分の1、32%を占める。たほう、「経済学／財政学」は6.5時間で6.5%にしか過ぎない。両者の比は、4.92:1となり、経済学系学科目のおよそ5倍の学習時間が商業学系学科目の学習に充てられている。

また、経済学教育という点では、三本柱のうちの「理論」しかなく、学科目としても財政学はあるが統計学がない。「高等」という名はついているものの商業学校と学科目において大きな変化がないようにみえる。

なお、第3学年の週あたり総学習時間が32時間と第1、第2学年と比べて2時間少ない。これは学科課程表には掲載されず、備考に示される学科目群が存在したためである。「大分高等商業学校規程」の第2条にある学科課程表の「備考」によると、第3学年においては、「殖民政策」「統計学」「商業史」「国際法」等の随意科目があり、さらに、商業及経済に関する「特

別研究」があった⁴⁸⁾。随意科目とは開講されるかもしれない表外の学科目ということになるが、これはのちの選択科目につながっていく。また、「特別研究」とは「商業及経済ニ関スル」研究であり、後の「商事研究」に繋がる卒業研究と考えられる。

3 第1回学科課程改正（1926（大正15）年）

大分高商の第1回目の規程改正による新学科課程は大正の最終年、1926（大正15）年度からはじまることになる。それはちょうど、授業開始から4年を終え、毎年度の生徒数増加に合わせて増やされてきた教員定員が確定したのちであった。この学科課程改正は教官の増員の結果、もしくはそれに沿った改正であったことが窺える。具体的には学科目の増加、とりわけ演習系学科目である「商事研究」が学科課程表に組み入れられることに現れている。

大分高商の教官は、年度を追って増えていく在籍生徒数に合わせて増員されていった。1921（大正10）年12月9日付勅令第456号によって設置が決定した時点では、校長1、教授5、助教授1だった教官定員が⁴⁹⁾、授業開始後の1922年4月29日付勅令第242号によって校長1、教授10、助教授4に増やされ⁵⁰⁾、1923年5月8日付勅令第229号で校長1、教授16、助教授6⁵¹⁾、授業開始後3年目にあたる1924年度

⁴⁸⁾ 1922（大正11）年1月14日付文部省令第3号（『官報』第2833号、1922年1月14日付）。

⁴⁹⁾ 『官報』（第2808号、1921年12月10日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2954924> 最終アクセス日：2021年6月15日

⁵⁰⁾ 『官報』（第2921号、1922年5月1日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955038> 最終アクセス日：2021年6月15日

⁵¹⁾ 『官報』（第3230号、1923年5月9日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955353> 最終アクセス日：2021年6月15日

⁵²⁾ 『官報』（第3518号、1923年5月17日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955666> 最終アクセス日：2021年6月15日

には5月16日付勅令第123号で校長1、教授20、助教授8にまで増員されることになる⁵²⁾。翌1925年4月1日付勅令第81号によって助教授定員が1名減らされ7となるものの⁵³⁾、第1回改正までに在籍生徒数の増加に合わせて教官定員は増やされてきた。

教官増員の結果は第1回の学科課程改正によく現れている。開校時にはなかった5学科目があらたに学科課程表に加えられた。それらは、「統計学」「海外経済事情」「工学」、第3学年において7科目から2科目を選ぶことになった「選択科目」、そして「不定時」の演習系学科目の「商事研究」である。「海外経済事情」は「商業地理」と、「工学」は「商品学」と同じ時間枠に入れられており、全生徒が履修する必修科目数は3つ増え、15となった（表3参照）。

「選択科目」とは開校時の学科課程の表外にあった第3学年向けの「随意科目」が発展したものである。「随意科目」では具体的な学科目として「殖民政策、統計学、商業史、国際法」の4学科目が例示されていたに過ぎず、開講が保証されているものでもなかった。しかし、必修科目となった「統計学」を除く「殖民政策」「商業史」「国際法」に加え、「国際金融論」「商工心理学」「商事関係法」「経済学史」の開講が原則

保証され、これらによって選択科目群が構成されることになった。「国際法」「商事関係法」という法律学系学科目や政策や学史という経済学系学科目だけでなく、経済学・商業学の中間領域的な「国際金融論」、「商業史」という商業学系学科目と、「商工心理学」という商業学系補助学科目とが配されている。

選択科目は教官が増員されたことによって開講可能となったというだけではない可能性もある。和歌山高商の学科課程の変遷を詳述した長廣は、選択科目の増加が、本来目指すべき学科目の自由選択制という「理想」を「読み替え」たものとみる。長廣は生徒自らが学ぶ学科目を自由に選択する制度はドイツの大学をモデルとしたものだとし、そこで目指されているのは「研究力」と「独創力」の養成を想定したものであったとする⁵⁴⁾。それは、高商が中等教育段階の商業学校とは異なる、高等商業教育機関であることの証とも言えよう⁵⁵⁾。

大分高商の場合、どのような背景や判断があったのかは明らかではないが、『大分高等商業學校二十年史』（以下、『二十年史』と略す。）には、「選擇科目に關しては、從來隨意科目として教授し來りたるも、教授上の實際及び生徒管理上よりして隨意科目を廢し、選擇必修科目と

⁵³⁾ 『官報』（第3780号、1925年4月1日付） NDLC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955928>
最終アクセス日：2021年6月15日

⁵⁴⁾ 長廣『高等商業學校の經營史』、61-62頁。

⁵⁵⁾ 『官報』掲載の各学校規程によると、高商と同様に大正期の高等教育機関拡充期に増設された高等実業教育機関では選択科目があるのは高等農林・農業学校のみであり、高等工業・蚕糸学校や高等商船学校にはみられない。またたとえば、鳥取高等農業学校（1942年より鳥取高等農林学校）では、開校時1921（大正10）年度の選択科目は農学科で8、農芸化学科で6であったが、農学科で10（1928（昭和3）年）、農芸化学科で8（1937（昭和12）年）まで増えるに過ぎない。1921年2月10日付文部省令第9号「鳥取高等農業学校規程」（『官報』第2556号、1921年2月10日付） NDLC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2954671>、1928年8月3日付文部省令第12号（『官報』第481号、1928年8月3日付） NDLC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2956942>、1937年3月31日付文部省令第15号（『官報』第3071号、1937年3月31日付） NDLC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2959554>、いずれも最終アクセス日：2021年7月18日。大分高商の場合、第1回改正で選択科目数は7であったが、後述する第3回改正時（1933年）に最大の21となる。教育対象となる実業の性格による違いはあるが、高等商業学校の選択科目数が突出していることは確かである。

⁵⁶⁾ 大分高等商業學校編『大分高等商業學校二十年史』、1942年、33頁。NDLC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1460674> 最終アクセス日：2021年5月12日

した」との記載があり、「教授上の實際及び生徒管理上」との理由が挙げられている⁵⁶⁾。この記述からは大学相当の教育研究機関への志向の有無については明らかとはならないが、第2・第3回改正と徐々に選択科目数を増やしていくことになる。

随意科目から選択科目にはならず、必修科目となった「統計学」は、「はじめに」で述べたとおり、東京・神戸の両高商では早くから必修化されていた学科目である。東京高商では三校合併の翌年にあたる1885（明治18）年には学科課程表にみられるし、神戸高商では開校当初から「経済学」「財政学」と同じ時間枠のなかではあるものの、学科目としては存在していた。後続の高商である大分高商では、開校時には「随意科目」の例示としてあげられているにとどまり、必修科目化が第1回改正後と遅れることになった。

第3グループ高商において「統計学」は、開校当初から必修科目とした名古屋高商が例外で⁵⁷⁾、おおむね学科課程表外の随意・選択科目という扱いであった。大分高商と同年に開校した福島高商では学科課程表外の選択科目とさ

れ⁵⁸⁾、大分高商よりも後に開校した彦根・和歌山においても表外の選択科目として置かれている⁵⁹⁾。1924（大正13）年開校の高松・横浜高商では、横浜高商は表内「選択科目」のひとつであるものの⁶⁰⁾、高松高商はやはり表外の随意科目であった⁶¹⁾。翌1925年開校の高岡高商でも表外の選択科目であった⁶²⁾。

東京・神戸の後、大分よりも前に開校した第2グループの山口・長崎・小樽では「統計学」が学科目として登場するのがそもそも遅い。山口高商で1922（大正11）年度に表外の選択科目として「備考」に記されたのが最初であり⁶³⁾、長崎高商で同様に表外の選択科目となったのが1923（大正12）年⁶⁴⁾、小樽高商では1924（大正13）年12月3日付文部省令第30号によって規程が改正され、はじめて選択科目が置かれた際にその選択肢のひとつ登場する。山口・長崎・小樽の三高商においては3年制の本科学科課程に「統計学」が登場するのは相対的に遅い⁶⁵⁾。

「統計学」は東京・神戸あるいは名古屋高商にみられるように高等商業教育に必要な学科目としてみなされていたが、第2・第3グループの地方高商では、常時開講の難しい科目であつ

⁵⁷⁾ 1921（大正10）年2月26日付文部省令第11号「名古屋高等商業学校規程」『官報』（第2569号、1921年2月26日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2954684> 最終アクセス日：2021年5月12日

⁵⁸⁾ 1922（大正11）年1月14日付文部省令第2号「福島高等商業学校規程」（『官報』第2833号、1922年1月14日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2954949> 最終アクセス日：2021年5月12日

⁵⁹⁾ 1923（大正12）年2月10日付文部省令第5号「和歌山高等商業学校規程」および同日付文部省令第6号「彦根高等商業学校規程」（『官報』第3157号、1923年2月10日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955279> 最終アクセス日：2021年5月12日

⁶⁰⁾ 1924年2月4日付文部省令第5号「横濱高等商業學校規程」（『官報』第3432号、1924年2月4日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955580> 最終アクセス日：2021年5月15日

⁶¹⁾ 1924年1月18日付文部省令第3号「高松高等商業學校規程」（『官報』第3419号、1924年1月18日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955566> 最終アクセス日：2021年5月15日

⁶²⁾ 1925年1月21日付文部省令第3号（『官報』第3722号、1925年1月21日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955870> 最終アクセス日：2021年5月15日

⁶³⁾ 1922（大正11）年6月23日付文部省令第24号（『官報』第2967号、1922年6月23日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955084> 最終アクセス日：2021年5月12日

⁶⁴⁾ 1923（大正12）年5月4日付文部省令第21号（『官報』第3226号、1923年5月4日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955349> 最終アクセス日：2021年5月12日

⁶⁵⁾ 後述するように、長崎高商では1917（大正6）年に設置された海外貿易科では「統計学」が開講されていた。

たものと考えられる。東京高商の初期にそうであったように担当教員の確保が難しいことが理由だったと推察される⁶⁶⁾。大正 10 年代に高商が増設されるなかでは、名古屋高商が例外であり、まずははじめは、学科課程表外の随意・選択科目のひとつとして置かれることになるのが普通であった。

大分高商の場合、開校時には開講が保証されない随意科目の学科目例のひとつとして挙げられていたに過ぎなかった統計学が、第 1 回の学科課程改正、つまり大正の終わりに早くも必修化されている。東京・神戸そして名古屋の事例があるとはいえ、相対的に必修化の時期は早い。この早さと当初学科課程において必修科目とならなかった理由は、大分高商の初代校長および統計学担当教官と関係があるものと考えられる。

大分高商の初代校長は、長崎高商教授であった山本祐作であった。山本は 1903 (明治 36) 年

に東京帝国大学法科大学政治学科を卒業し、そのまま大学院に残っていたが、1906 (明治 39) 年に長崎高商教授に就任している⁶⁷⁾。大学院での研究テーマは「経済ト法律トノ関係」であったとはいえ⁶⁸⁾、長崎高商では、「商業地理」「商品学」「経済学」を担当し⁶⁹⁾、1914 (大正 3) 年 1 月 12 日から 1916 (大正 5) 年 6 月まで「商業地理」「経済地理」「統計学」研究のため、英・米・独で在外研究をおこなった⁷⁰⁾。帰国後は「経済学」⁷¹⁾、「経済学、商業地理」⁷²⁾、そして離任する 1921 (大正 10) 年までは「経済学、商業地理、海外貿易事情」を担当した⁷³⁾。「商業地理」「海外貿易事情」も担当し、統計学研究を留学の目的のひとつにした山本は、高等商業教育に統計学が不要と考えることはなかったであろう。

しかしながら、当初学科課程では開講が保証されない随意科目の例示のひとつでしかなかった。それには学科目担当教官の事情があった。

⁶⁶⁾ 東京高商における統計学の学科目担当の確保ができていなかった状況については、以下を参照。坂野「初期高等商業学校における経済学教育」、21 頁。

⁶⁷⁾ 『二十年史』、16 頁。

⁶⁸⁾ 『東京帝国大學一覽 従明治三十六年至明治三十七年』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/813180> 最終アクセス日：2021 年 5 月 9 日

⁶⁹⁾ 『長崎高等商業學校一覽 従明治三十九年四月至明治四十年三月』 (NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/813261>)、『長崎高等商業學校一覽 従明治四十一年四月至明治四十二年三月』 (NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/813262>) 『長崎高等商業學校一覽 従明治四十三年四月至明治四十四年三月』 『長崎高等商業學校一覽 従明治四十四年四月至明治四十五年三月』 『長崎高等商業學校一覽 従明治四十五年四月至明治四十六年三月』 (NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/813263> なお、NDLDC の書誌情報においては『長崎高等商業學校一覽 明治 45-46 年』というタイトルが付されているが、明治 43 年度版、明治 44 年度版、明治 45 年度版の三冊が合冊となっている。)、『長崎高等商業學校一覽 従大正二年四月至大正三年三月』 (NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/941119>) いずれも最終アクセス日：2021 年 5 月 10 日

⁷⁰⁾ 『二十年史』、165 頁。

⁷¹⁾ 『長崎高等商業學校一覽 大正五年度版』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/941122> 最終アクセス日：2021 年 5 月 10 日（なお、大正 3 年度版より「ながさき」の表記が「長崎」から「長崎」に変更されている。）

⁷²⁾ 『長崎高等商業學校一覽 大正六年度版』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/941123> 最終アクセス日：2021 年 5 月 10 日

⁷³⁾ 『長崎高等商業學校一覽 大正七年度版』 (NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/941124>)、『長崎高等商業學校一覽 大正八年度版』 (NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/941125>)、『長崎高等商業學校一覽 大正九年度版』 (NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/941126>)、『長崎高等商業學校一覽 大正十年度版』 (NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/941127>) いずれも最終アクセス日：2021 年 5 月 10 日

新学科課程が実施され、「統計学」が必修化された 1926（大正 15）年に「統計学」を担当したのは、森文三郎であった。森も山本と同様に、法学士であり前職は長崎高商教授で、長崎では講師として着任した 1915（大正 4）年度には「商業地理」と「経済学」を担当し、翌年度 1918（大正 7）年度に教授に昇任し、その年度から「財政学」「経済学」に加えて「統計学」を担当した。長崎高商本科の学科課程で表外の選択科目のひとつに統計学が置かれたのは、前述のとおり 1923 年であるが、1917（大正 6）年に設置・開設された 1 年制の海外貿易科では「統計学（特ニ貿易統計学）」が必修科目とされていた。それを担当したのが森である。大分高商には開校年度の 1922（大正 11）年 7 月に着任している。しかし森は、着任した翌年の 1923（大正 12）年 2 月 1 日から 1925（大正 14）年 4 月 22 日まで「統計学」と「植民政策」の研究のために英・独・米で在外研究をおこなった。そのため、統計学を担当できる教官が不在となつたのである。教官定員の管理がおこなわれている状況で、森以外の統計学の専任教官を得ることはできなかつたであろう。したがつて、統計学の必修化が遅れたのは、森の留学が要因であつたと考えられる。森は実際、帰国後の 1925（大正 14）年度から校長となつた後まで「統計学」（1933 年度からは「経済統計論」）の担当をして

いる。

第 1 回学科課程改正において新設されたもうひとつの学科目「海外経済事情」を担当したのは、藤野靖であった。藤野は、1919（大正 8）年 5 月に設置された京都帝国大学経済学部の第一期生であり⁷⁴⁾、1922（大正 11）年 3 月に卒業すると⁷⁵⁾、開校したばかりの大分高商に 4 月 22 日付で講師として採用された⁷⁶⁾。彼は当初「商業地理」のみを担当したが、「海外経済事情」も担当することになった⁷⁷⁾。しかし、1927 年 3 月 31 日から 1929 年 7 月 24 日まで「経済学、商業地理」研究のため英・独・米に在外研究に出ることになったため⁷⁸⁾、統計学を担当した森が 1927 年度から 1929 年度まで「商業地理」「海外経済事情」の 2 学科目も担当した。

「統計学」の場合とは異なり、「海外経済事情」については担当教官が不在であった訳ではない。にもかかわらず、当初の学科課程に組み入れられなかつた。『二十年史』には「從來の商業地理と共に海外経済事情を教授するの必要を認め之を新に加へた」とあるのみであり、なぜ必要を認めたのかは記されていない⁷⁹⁾。

まずひとつ考えられるのは、そもそも「海外経済事情」という学科目は相対的に新しい学科目であったことである。官立高商における「海外経済事情」の最初の事例は、1923（大正 12）年に開校した和歌山・彦根両高商で学科課程表

⁷⁴⁾ 藤野の経歴については以下を参照。「藤野靖教授年譜および著作目録」『帝京経済学研究』第 12 卷 1・2 号、1979 年 3 月。また、『京都帝國大学一覽 自大正八年至大正九年』の「經濟學部學生生徒」欄の「大正八年度入學」にその名はある。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/940184> 最終アクセス日：2021 年 5 月 17 日、1919（大正 8）年 2 月 6 日付勅令第 12 号によって帝國大学令が改正され、從来置かれていた分科大学が学部に変わり、同日付勅令第 13 号で帝國大学内の学部設置が行われたものの、この時点で京都帝國大学に経済学部は置かれず、同年 5 月 29 日付勅令第 255 号によって追加された。

⁷⁵⁾ 『京都帝國大学一覽 自大正十一年至大正十二年』

⁷⁶⁾ 『二十年史』、148 頁。翌 1923 年 6 月 25 日付で教授に就任している。

⁷⁷⁾ 『二十年史』、125 および 127 頁

⁷⁸⁾ 『二十年史』、165 頁。

⁷⁹⁾ 『二十年史』、33 頁。

⁸⁰⁾ それぞれ、1923 年 2 月 10 日付文部省令第 5 号、第 6 号（『官報』第 3157 号、1923 年 2 月 10 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955279> 最終アクセス日：2021 年 5 月 18 日

外の選択科目のひとつとして挙げられたものである⁸⁰⁾。翌 1924 年に開校した横浜高商では開校時の学科課程表に必修科目としてあげられているし⁸¹⁾、同年 12 月 3 日付で改正された小樽高商の学科課程には必修科目として「海外経済事情」が追加されている⁸²⁾。また高岡高商でも 1925 年開校時の学科課程表外の選択科目の例示として「海外経済事情」があり⁸³⁾、時間を経たのちにはなるが、1939（昭和 14）年 4 月 24 日付の改正によって長崎高商でも必修科目として開講されることになっている⁸⁴⁾。個別の高商ではなく、同年に開校した彦根・和歌山という二つの高商に置かれ、翌年には横浜・小樽両高商でも開講されたことを踏まえると、この時期になんらかの必要や要請があった可能性はある。ただし、現時点ではそれ以上のことは不明である。

なお、類似の学科目に名古屋高商の開校時（1921 年）の学科課程にある選択科目「経済事情」⁸⁵⁾や福島高商の開校時（1922 年）の学科課程の表外選択科目「諸国経済事情」⁸⁶⁾、高松高

商の開校時（1924 年）の必修科目「経済事情」がある⁸⁷⁾。また山口高商では 1929 年の学科課程改正によって従来の「商業地理」が「経済地理及経済事情」となり、第 2 学年において週あたりの学習時間が 1 時間増やされた⁸⁸⁾。さらに地域を限定したものに、「東洋経済事情」（彦根：1926 年 4 月 23 日付第 1 回改正⁸⁹⁾、京城：1922 年 4 月 1 日付朝鮮総督府令第 53 号「京城高等商業学校規程」⁹⁰⁾など)、「南支南洋経済事情」(台北：『臺灣總督府高等商業學校一覽 大正 14-15 年』⁹¹⁾) がある。いずれにせよ大正 10 年代以降に開講されるようになった新しい学科目である。

新しい学科目の誕生の背景は不明であるものの、「海外経済事情」の教授内容は彦根高商の『教授要目』からある程度、イメージすることはできる。如上のとおり、彦根高商では開校時の学科課程において「海外経済事情」は選択科目としておかれていた。そして、1932（昭和 7）年 4 月 5 日付文部省令第 11 号による 3 回目の学科課程改正によって、「海外経済事情」は第

⁸¹⁾ 1924 年 2 月 4 日付文部省令第 5 号（『官報』第 3432 号、1924 年 2 月 4 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955580> 最終アクセス日：2021 年 5 月 18 日

⁸²⁾ 1924 年 12 月 3 日付文部省令第 30 号（『官報』第 3685 号、1924 年 12 月 3 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955833> 最終アクセス日：2021 年 5 月 18 日

⁸³⁾ 1925 年 1 月 21 日付文部省令第 3 号（『官報』第 3722 号、1925 年 1 月 21 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955870> 最終アクセス日：2021 年 5 月 18 日

⁸⁴⁾ 1939 年 4 月 24 日付文部省令第 23 号（『官報』第 3688 号、1939 年 4 月 24 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2960182> 最終アクセス日：2021 年 5 月 18 日

⁸⁵⁾ 1921 年 2 月 26 日付文部省令第 11 号「名古屋高等商業学校規程」（『官報』第 2569 号、1921 年 2 月 26 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2954684> 最終アクセス日：2021 年 5 月 18 日

⁸⁶⁾ 1922 年 1 月 14 日付文部省令第 2 号（『官報』第 2833 号、1922 年 1 月 14 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2954949> 最終アクセス日：2021 年 5 月 18 日

⁸⁷⁾ 1924 年 1 月 18 日付文部省令第 3 号（『官報』第 3419 号、1924 年 1 月 18 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955566> 最終アクセス日：2021 年 5 月 18 日

⁸⁸⁾ 1929 年 5 月 3 日付文部省令第 22 号（『官報』第 700 号、1929 年 5 月 3 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957166> 最終アクセス日：2021 年 5 月 18 日

⁸⁹⁾ これは「海外経済事情」が学科目名変更となったのであるが、1932 年 4 月 5 日付第 2 回改正で学科目名は「海外経済事情」に復されている。

⁹⁰⁾ 『官報』第 2952 号、1922 年 6 月 6 日付 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955069> 最終アクセス日：2021 年 5 月 18 日

⁹¹⁾ NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/941180> 最終アクセス日：2021 年 7 月 15 日

⁹²⁾ 『官報』第 1577 号、1932 年 4 月 5 日付 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2958048> 最終

二学年第一学期のみではあるが必修科目となつた⁹²⁾。したがって、1932（昭和7）年度の『教授要目』に必修科目としての「海外経済事情」が初めて掲載されることになる。なお、第二学年第二学期には選択科目の「海外経済事情」も開講されている⁹³⁾。

必修科目の「海外経済事情」を担当した教官は、田中秀作である。田中は、1910（明治43）年3月に東京高等師範学校本科地理歴史部を卒業し、鹿児島で女子教育に従事したのち、京都帝国大学文科大学に入学、1915（大正4）年7月に史学科（地理学専攻）を卒業している⁹⁴⁾。その経歴が示すとおり、田中は地理学者であるが、たとえば1933年度は第一・第二学年と1年制の別科の「商業地理」のほか、第一学年の「世界最近世史」「文化史」、第二学年の必修「海外経済事情」、第三学年の「植民政策」を担当している。東京高師では地理歴史部を卒業しているため、歴史にも明るく、南満洲鉄道が鉄道附属地の小中学校教員を養成するために設立した教育研究所講師の経験を活かしたとおぼしき学科目「植民政策」も担当している⁹⁵⁾。

田中の担当した必修科目「海外経済事情」は8つの項目によって構成されている。まずひとつめは「海外経済事情調査法」であるが、第2から第8までの事項は「南米」「アフリカ」「近

東地方」「印度及印度支那」「南洋」「中華民国」「満州国」と地域や国ごとの経済事情について述べられるという構成となっている。

如上のとおり、必修の「海外経済事情」に続いて、第二学年第二学期には選択科目の「海外経済事情」も用意されている。担当は中国語科目も担当した奥村義盛講師である。奥村の経歴については不明であるが、その授業内容は彼自身が前年度まで担当した「東洋経済事情」と概ね同じ内容となっており⁹⁶⁾、中国大陸における商行為・習慣や経済政策、関税等にかかる事項が扱われる⁹⁷⁾。これを踏まえるならば、田中の担当した「海外経済事情」はその対象を世界に広げ、内容を簡略化したものと考えられる。

そして、「海外経済事情」や「東洋経済事情」などの類似科目を巡っては、商業学系科目となるのか経済学系科目となるのかという問題がある。大分高商の場合、第2回改正において学科目のカテゴリー分けが行われるが、そこにおいて「海外経済事情」は「海外経済事情」という学科目区分とされている。同じ1929（昭和4）年度版の『東京商科大學一覽』によれば、東京商大において選択科目となっている「東洋経済事情」「西洋経済事情」は「商學ニ屬スルモノ」とされており⁹⁸⁾、長廣は1928年度における神戸高商と長崎高商との授業時間数を比較

アクセス日：2021年5月18日

93) 彦根高等商業學校『昭和七年度 教授要目』、34頁。

94) 「田中秀作教授略歴」『田中秀作教授古希記念地理学論文集』 柳原書店、1957年、3頁。なお、田中は彦根高商が開校した1923（大正12）年4月7日付で彦根高商教授に就任している。同上。

95) 柴田陽一「『満州国』における地理学者とその活動の特徴」 石川禎浩編 『中国社会主义文化の研究』（京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター研究報告） 京都大学人文科学研究所、2010年5月、299-301頁。

96) 彦根高商では、如上のとおり、開学時の学科課程では「海外経済事情」が選択科目として開講されるものとなっていたが、第1回学科課程改正が行われた1926（大正15）年度から「東洋経済事情」に学科名が変更された。1926年4月23日付文部省令第20号（『官報』第4097号、1926年4月23日付）<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2956248> 最終アクセス日：2021年5月20日

97) 彦根高等商業學校『昭和七年度 教授要目』、45頁。および、同『昭和六年度 教授要目』、70頁。

98) 『東京商科大學一覽 昭和四年度』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1441615> 最終アクセス日：2021年5月26日。

99) 長廣『高等商業學校の経営史』、44頁。

した表において神戸高商の「外国経済事情」を商業学系学科目としている⁹⁹⁾。しかし同じ長廣も、和歌山高商の1938年度改正による学科課程表にある「東洋経済事情」を経済学系学科目としている¹⁰⁰⁾。商業学系学科目か経済学系学科目かははっきりしない。しかしながら、如上の彦根高商の事例にみられるように、地域の経済事情に関する講義であると考えられる。また後述するように、類縁性に留意して学科目が並べられた大分高商の第2回改正の学科課程表において、「海外経済事情」は「経済學」と「商業學」のあいだで、「統計學」の前に配されていること、第3回改正の学科課程表において「経済學」の学科目区分に置かれていることから、少なくとも大分高商においては経済学系学科目と考えられていた。

経済学教育という視点で第1回改正をみると、一歩進んだことになろうが、未だ不十分であった。「はじめに」において示した経済学教育の三本柱、「理論」「歴史」「政策」のうち、「政策」分野で「植民政策」が随意科目から選択科目となった。また統計学が必修科目となった。しかし、三本柱の「歴史」分野については「商業史」が選択科目となったものの、まだ「経済史」にはなっていない。必修科目の「海外経済事情」と合わせても、生徒たちに与える知識を増加させたという意味しかないであろう。

とはいえた結果として、経済学系学科目の割合は増加した。3年間の週あたり総学習時間102時間中、レベル調整分・普通学科目を除いた51.5時間のうち、「商業学／商業実践」が週あたり15時間、「書法商用文」週2時間¹⁰¹⁾、「工

学／商品学」が4.5時間で、さらに「簿記／会計学」6時間を加えると、商業学系学科目は3年間で週あたり27.5時間となる。会計学を含めた商業学系学科目は開校時学科課程の32時間から4.5時間減少した。これに対し、経済学系の学科は「経済学／財政学」は6.5時間から9時間になり、また必修科目化された「統計学」1時間を加え10時間となった。『二十年史』には、「經濟學教授時數の不足を認め」とあり¹⁰²⁾、第1回卒業生を出し、第2回入学生が最終学年となるなかで、経済学教育の不足が感じられたのであろう。新設された「海外経済事情」を含む「商業地理／海外経済事情」3時間が「商業地理」と「海外経済事情」とでどのように配分されたのかわからないこと、選択科目は選択した科目によって分野が異なるためそれらを除外するとしても、商業学：経済学の比は開校時学科課程では4.92:1であったのに対し2.75:1と経済学系学科目の割合が大きくなっている。

これら以外の変化は、最初の学科課程において学科目外に置かれていた「特別研究」が「商事研究」と名前を変え、学科課程表に組み入れられたことである。これは、開校時学科課程では備考に記された「商業及經濟ニ關スル特別研究」を学科目化したものである¹⁰³⁾。したがって、その学科目名「商事研究」に反して、必ずしも商業学に限るものではない。

第1回学科課程改正では、随意科目の選択科目化と「商事研究」の学科課程表への組み入れがおこなわれた。経済学教育の不足が認められ、「経済学／財政学」の授業時間数が増やされ、「統計学」の必修科目としての開講という

⁹⁹⁾ 長廣『高等商業学校の経営史』、69頁。

¹⁰¹⁾ 『二十年史』の説明に「商業文を本体とし、併せて書法を教授することとした」とあり（『二十年史』、32頁）、中心は「商業文」と考えられるため、商業学系学科目に分類する。

¹⁰²⁾ 『二十年史』、32頁。

¹⁰³⁾ 『二十年史』、33頁。

新たな取り組みがみられた結果、商業学系学科と経済学系学科の学習時間比率は大きく変化し、経済学系学科の学習時間が相対的に増えることになった。さらに、「海外経済事情」という新しい種類の科目も加えられることになった。

4 カテゴリー分け（第2回改正 1929（昭和4）年）

長廣が言うように、学科目を自由に選択することが理想であるとするならば、大分高商が高商教育における理想的学科課程への道を大きく進んだのは、1929（昭和4）年度から始まる第2回改正後の学科課程である。ただし、選択科目が増えただけでなく、必修科目も第1回改正時の15から倍以上の34に増えた（表4参照）。第1回改正から3年、新課程で学んだ最初の生徒が卒業を迎える時点でおこなわれた第2回改正では、選択科目・必修科目を含めた学科目数が大幅に増加した。

学科目数の増加は、「哲学」というカテゴリーが置かれるなど新しい学科目が置かれたこともあるとはいえ、従来までの「商業学」や「経済学」という大きな括りが分割され、学科目が細分化されたことが大きい¹⁰⁴⁾。学科目の細分化は社会における産業構造の変化が影響しているとも考えられる。『二十年史』には「近時一般經濟界の發展著しく、經濟活動の範圍も擴大せられ、從つて商業經濟法律に關する學科にして之が研究を要するものが數多くなつた」という現

状認識が述べられる。学科目数の増加は学ぶべき事項が増えたことの結果であった。

しかしながら、「教授時數には限りあること故、全生徒に凡ての學科を一様に課することは、徒らに生徒の負擔を過重ならしめ、精力の分散を來す憂あるを以て、畫一教育打破の主旨に即し、生徒各自をして能ふ限り自己將來の目的に必要な學科を選択研究せしむると同時に、其の間多少の餘裕を與へて、自學自修の道を開き、選擇の範圍を擴大する」と『二十年史』には記される¹⁰⁵⁾。学ぶべき事項の増加に加えて、画一教育という批判を受け、生徒自身に将来の職業や関心との関係を踏まえ選択の道を与えたことが、選択科目の第2学年への拡大と学科目数の増加につながったのである。

ただし、学科課程の変遷を捉えるという視点からすると、第2回改正における学科課程表の大きな変化は、この年度から学科目のカテゴリー分けがおこなわれるようになったことである。カテゴリー分けについて『二十年史』は以下のように説明する。「學科目配當表の形式を全体的に變更した。從來のものは代表的學科名にて總括せしを、更に細別して同種類又は關係密接なるものを成可く同一ヶ所に組織的に配列した」¹⁰⁶⁾。

こうしたカテゴリー分けにおいて目を引くのは、「哲学」というカテゴリーである。いずれも新規の学科目であるが、「論理学」が必修科目に、「哲学概論」が選択科目に加えられた。高等普通教育機関である高等学校高等科（文科）・大学予科においても「哲学概説」「心理及論理」として開講されている科目に類似する高等普通教

¹⁰⁴⁾ 和歌山高商では1928年5月19日付文部省令第7号（『官報』第416号、1928年5月19日付 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2956877> 最終アクセス日：2021年8月1日）によっておこなわれた第1回改正によって、「商業学」「経済学」という学科目は消えた。なお、長廣はその決定が1924年12月6日の教授会において決したと記すが（長廣『高等商業学校の經營史』、65頁）、規程改正が遅れた理由を述べてはいない。

¹⁰⁵⁾ 『二十年史』、43頁。

¹⁰⁶⁾ 『二十年史』、42頁。

育科目であると考えられる。こうした科目的開講がおこなわれたことは新傾向と言える。『二十年史』はこの背景に「近時商業學校はその學科配當に留意し、専門的學科と相並んで普通學科をも重視來つた結果」があるとし、学力調整のために科目を配当する必要がなくなった代わりに「憲法」「論理」「經濟史」のような「基礎的學科」を新規開講したという¹⁰⁷⁾。中等教育の補完が不要になった結果、専門基礎科目を配することができるようになったというのである。

しかしながら、これを裏づける史料はみつからない。1929年までに中等教育にどのような変化があったのかを説明することは、史料上の制約のため困難である。とはいっても、この後の昭和初期の中等教育の変化を踏まえても、大正期と比べてその差が埋まった様子はない。中等商

業教育の学科課程は、1930（昭和5）年4月8日付文部省令第7号によって商業学校規程が改正され¹⁰⁸⁾、中学校については、翌1931年1月6日付文部省令第2号によって中学校令施行規則が改正されることになった。とはいっても、理科における学習時間の差は若干埋まりはしたもの、相変わらず大きいままである（表5、参照）。大分高商が何をもって判断を下したのかは定かではないが、時間数という点では大正期と昭和期とで中等教育段階での変化はみられない。

ただし、哲学系学科目の開講は大分高商に留まらず、ほかの高商でも大正末から昭和初期にかけておこなわれた。「哲学概論」「論理学」を開講している高商として、長崎（1923年改正）¹⁰⁹⁾、和歌山（1923年開校時）¹¹⁰⁾、彦根（1926年改正）¹¹¹⁾、横浜（1924年開講時）¹¹²⁾、

¹⁰⁷⁾ 『二十年史』、42頁。

¹⁰⁸⁾ 『官報』（第979号、1930年4月8日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957446> 最終アクセス日：2021年5月26日

¹⁰⁹⁾ ただし、いずれも学科課程表外の随意科目である。1923年5月4日付文部省令第21号（『官報』3226号、1923年5月4日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955349> 最終アクセス日：2021年6月15日

¹¹⁰⁾ ただし、いずれも選択科目であり、「論理学」ではなく「論理学及心理学」である。1923年2月10日付文部省令第5号（『官報』第3157号、1923年2月10日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955279> 最終アクセス日：2021年6月15日。なお、1934年改正において「論理学及心理学」は「論理」と「心理」とに分割された。1934年4月24日付文部省令第4号（『官報』第2191号、1934年4月24日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2958666> 最終アクセス日：2021年6月15日

¹¹¹⁾ ただし、「哲学概論」は必修科目、「論理学」ではなく「論理学及心理学」であり選択科目である。1926年4月23日付文部省令第20号（『官報』第4097号、1926年4月23日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2956248> 最終アクセス日：2021年6月15日。なお「哲学概論」は1923年開校時から選択科目としてあった。1923年2月10日付文部省令第21号（『官報』第3157号、1923年2月10日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955279> 最終アクセス日：2021年6月15日

¹¹²⁾ ただし、いずれも学科課程表外の随意科目である。1924年2月4日付文部省令第5号（『官報』第3432号、1924年2月4日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955580> 最終アクセス日：2021年6月15日。

¹¹³⁾ ただし、いずれも選択科目である。1929年5月3日付文部省令第22号（『官報』第700号、1929年5月3日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957166> 最終アクセス日：2021年6月15日

¹¹⁴⁾ ただし、選択科目である。1924年12月3日付文部省令第30号（『官報』第3685号、1924年12月3日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2955833> 最終アクセス日：2021年6月15日。また1939年改正において「哲学史及哲学概論」も新たに開講されることとなった。これも選択科目である。1939年3月31日付文部省令第14号（『官報』第3669号、1939年3月31日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2960163> 最終アクセス日：2021年6月15日。なお、前年の1938年改正で「哲学概論」が新規開講されることになった学校に福島高商がある。1938年5月4日付文部省令第15号（『官報』第3397号、1938年5月4日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2959888> 最終アクセス日：2021年6月15日

山口（1929年改正）¹¹³⁾の各高商がある。「論理学」も小樽（1924年改正）¹¹⁴⁾、高岡（1930年改正）¹¹⁵⁾でも開講されている。哲学系学科目の採用は官立高商全般にみられる傾向と言える¹¹⁶⁾。

「哲学」というカテゴリーが置かれ、必修科目「論理学」と選択科目「哲学概論」とが開講されたことは、従来の商業教育からの変化と見える。大学となった東京商大には予科が設置され、その予科では1919（大正8）年3月29日付文部省令第8号「高等学校規程」中の高等学校高等科の学科課程に準拠して教育がおこなわれた。そのため、高等学校と同様に高等普通教育の学科目が置かれ、「哲学概説」「心理及論理」が開講された。大学で学ぶための素養として高等普通教育があったとするならば、その高等普通教育の学科目が高等商業教育機関である高商の学科課程に組み入れられたことは、「商業技術者」養成からの脱皮のひとつの有り様としてみることもできよう。

また「論理学」の開講は、理論を学ぶ上での基礎としての意味づけがあった。後述するように、「論理学」は第3回改正において削減されてしまうことになるが、その理由を記述した『二十年史』には、「論理學は諸理論學科研究上の基礎學科たる意味に於て、従來第一學年に於て必修科目としてあつた」と記されている¹¹⁷⁾。「論理学」の開講は、高商教育における技術志向か

ら理論志向への転換のひとつであった可能性がある。

第2回改正において、カテゴリー分けと並んでもうひとつ挙げられる特徴は、「細別」すなわち学科目分割である。何よりも注目すべきは、第1回改正時まで存在した「商業学／商業実践」という学科目が消え、「売買論」「銀行及外国為替論」といった学科目に分割されることになった。長廣は、東京高商最後の校長にして東京商科大学初代学長である佐野善作や名古屋高商教授宮田喜代蔵の言を引き、大正から昭和初期の高商において「技術的・技能的」教育から「研究」への移行が意識されていたことを指摘しているが¹¹⁸⁾、それを学科課程の問題として捉えるならば、「商業学」という科目が消え学科目の細別がおこなわれたことは画期を示すと言えるであろう。

その先例となるのは、東京高商の事例である。東京高商の最後の学科課程となる、1915（大正4）年9月の学科課程改正による新しい学科課程表（本科）には、それ以前の学科課程にあり、1920（大正9）年に設置された東京商大附属商学専門部の学科課程にある「商業学」という学科目がない。改正の直前の学校一覧によれば¹¹⁹⁾、「商業学」は佐野善作校長、堀光亀教授、上田貞次郎教授、村瀬春雄講師、富永謙治講師の5名であったが¹²⁰⁾、新しい学科課程表が適用される1916年度の学校一覧によれば、

¹¹⁵⁾ 1930年4月18日付文部省令第10号（『官報』第988号、1930年4月18日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957455> 最終アクセス日：2021年6月15日

¹¹⁶⁾ ただし、東京商大附属商学専門部では哲学系の学科目は設置されていない。たゞ、商業教員養成所では「論理及心理」が開講されている。たとえば、『東京商科大學一覽 昭和八年度』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1441676> 最終アクセス日：2021年6月16日

¹¹⁷⁾ 『二十年史』、35頁。

¹¹⁸⁾ 長廣『高等商業學校の經營史』、39-40頁。

¹¹⁹⁾ 東京高商は、1916年よりそれまでの9月始業から4月始業に変更しており、1914年9月に始まった学年は1915年7月で終了し、次の学期が始まったのは1916年4月である。

¹²⁰⁾ 『東京高等商業學校一覽 従大正三年至大正四年』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/941079> 最終アクセス日：2021年6月15日

それぞれの本科での担当科目は以下のとおりとなった。佐野校長は「銀行及取引所」、堀教授は「交通」、上田教授は「財政学」「商業政策」、村瀬講師は本科担当を外れ、富永講師は「交通」となっている¹²¹⁾。本科担当を外れた村瀬と経済学系学科目担当となった上田を除いて、いずれも商業学系学科目の各論担当となっている。「商業学」の解体・各論化は、技術志向から理論志向への変化、あるいは研究教育機関への脱皮を必ずしも示しているわけではない。しかしながら、学問的な深化や学習事項の増加が反映されている。

また学問の問題とは別の要素も考えられる。第1回改正において「工学／商品学」と一括されていた「工学」が「商品学」と分けられ、独立した学科目となる。これは「工場会計及工場管理」という必修科目が新設されたことと合わせて考えると、1920年代後半の日本における産業の高度化、化学工業の拡大、繊維産業の輸出志向化などに対応しているように見える。これは、高商卒業生の進路にも影響があった可能性がある。

さらに経済学系学科目においても分割がおこなわれたが、経済学教育の視点でみた場合それ以上に注目すべきは、「経済原論」、つまり「理論」分野の学科目に加え、必修科目のなかに「工業政策」「商業政策」という「政策」分野の学科目が加えられ、「経済史」という「歴史」分野の学科目も置かれたことである。「理論」「政策」「歴史」の経済学教育の三本柱がここで揃うこととなった。学習時間数は、第1回改正時では「経済学／財政学」に「統計学」を合わせて3年間10時間だったものが、「経済原論」「工業政策」「商業政策」「財政学」「経済史」「統計

学」で3年間10.5時間とわずかに0.5時間増えたに過ぎないが、三本柱が揃った点は充実度が増したといえる。

商業学・経済学の学習時間比では、必修科目だけで考えると、商業学系が「書法商業文」2時間、「商業英語」5時間、「売買論」1時間、「銀行及外国為替論」3時間、「保険総論」1時間、「海上保険論」2時間、「交通論」2時間、「企業経営論」2時間、「貿易実務」1.5時間の19.5時間に、簿記会計学系の「銀行簿記」1時間、「工業会計及工場管理」1.5時間、「会計学」2.5時間、さらに「商品学」2.5時間を加えた27時間で選択科目に商業学系の学科目があるとはいえる、0.5時間減少している。一方、経済学系では、先の10.5時間に「経済地理」2時間と「海外経済事情」1時間が加わり計13.5時間となり、商業学：経済学比はちょうど2:1となった。第2学年の選択科目では全体で4科目から2科目を選ぶうち、商業学系3科目に対し、経済学系は1科目、3年生でも全体で9科目から4科目（哲学概論を含む場合には3科目）を選ぶうち、商業学系5科目に対し、経済学系は1科目と選択科目を加味した場合は、生徒によっては、第1回学科課程改正時における比率とそれほど変わらない可能性もあるが、必修科目のみをみれば、経済学系の学科目の学習時間比率は高まっている。

第2回改正では、普通学科目と専門学科目の中間的位置づけにあった「数学」や外国語科にも変化が起こる。「数学」は「代数幾何」と「商業数学」とに分離され、第1学年ではレベル調整学科目として商業学校出身者には「代数幾何」が、中学校出身者には「商業数学」が、第2学年では専門学科目として「商業数学」のみ

¹²¹⁾ 『東京高等商業學校一覽 従大正五年至大正六年』
アクセス日：2021年6月16日

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/941080> 最終

が課されることとなった。「数学」は普通学科目としての「代数幾何」と専門学科目としての「商業数学」とに分けられ、その中間的な性格を失うこととなった。

また外国語科では、「英語」が「訳解」「作文」「会話」「商業英語」に四分割され、第1回改正までは「第二外国語」とされてきたものが「選択外国語」に変更された。「第二外国語」から「選択外国語」に学科名が変更されたことは、単に名称変更されただけではない。「選択外国語」において選択できる言語の対象に英語が加えられたのである。『二十年史』は、「二箇の外國語を浅く習得せんとするよりも、寧ろ英語丈を深く學ばんとする者たためには好都合となつた」とその意図を記している¹²²⁾。

産業構造の変化や画一教育という批判への対応を背景として学科目の細分化、選択科目の数・時間数の増加、そしてその結果としての大幅な学科目数の増加が、第2回改正の特徴となる。見方を変えれば、学科目の細分化は学問の深化に伴う学習内容の増加が原因とみられる。また、産業の高度化を受けた生徒の進路の変化可能性も考えられる。ただし一方で、哲学系学科目の開講、とくに「論理学」の必修科目化は、教育における技術志向から理論志向への転換に繋がる動きであったともみえる。それには、「学」としての体系を持つ経済学系の学科目の充実、経済学教育基本型の完成も寄与するものと言えよう。

5 選択科目の拡充と経営経済学の開講（第3回改正 1933（昭和8）年）

第2回改正が理想への歩みであるとするならば、それをさらに進めたのが、第3回改正である。必修科目は漸増だが、選択科目は16から21へとさらに拡大した。ただ一方で、第2回改正で必修科目として導入された「論理学」が消えている。週あたりの総学習時間数に上限が設定されているなかで学科目のやりくりという側面もあるが、『二十年史』の記述によれば効果があがらなかったことが理由とされる。「論理学は諸理論學科研究上の基礎學科たる意味に於て、從來第一學年に於て必修科目としてあつたが、實際の効果に就いて多少の疑問があり、寧ろ其の基礎學科たる點に於ては社會學と置き換ふるを一層有効と認めらるゝにより」と説明されている¹²³⁾。「社會學」による代替、しかも選択科目のひとつになることによって何が得られるのかは判然としないが、基礎学科と位置づけられる学科目を残したことであろう。また、「論理学」を廃するものの、理論志向は維持されていたものと思われる。それは商業学の理論化を目指すものとも考えられる「経営経済学」の開講に現れている。このほか学科目名が変更されたものがあるが、必修科目数は第2回改正時と同じ35のままであった（表6参照）。

選択科目には「社會學」に加え「高等数学」

¹²²⁾ 『二十年史』、42頁。さらに、「教授の効果を大ならしむる目的を以て、各學級を更に折半して小人数となし語學を授くることとなつた」として、教育効果の追求も始められた。同書、42-43頁。

¹²³⁾ 『二十年史』、55頁。

¹²⁴⁾ 「高等數學は統計學の研究、數理經濟學の研究に必要欠く可らざる學科であつて、益々其の重要性を加ふべきものと認めたからである」と『二十年史』は記す。『二十年史』、55頁。たゞうで数学分野では、レベル調整学科目としての「代数幾何」の残ったものの、「商業数学」はレベル調整学科目としても専門学科目としても廃止された。「商業数学」が復活するのは、後述する第6回改正のときである。

「銀行論」「陸運論」「商品実験」という4つの学科目が新たに加えられた¹²⁴⁾。この中の「銀行論」「陸運論」「商品実験」は、第2回改正において「商業学」が解体、各論化が進んだことの延長にあたり、各論の中の各論として選択科目として開講されることになったものである。具体的には、「銀行及外国為替論」が「金融論」と「銀行論」とに、また「交通論」が「海運論」と「陸運論」とに、「商品学」が「商品学」と「商品実験」とに分かれ、それぞれ各論のうちの相対的に重要度の低い後者が選択科目化された。こうした選択科目の追加の結果、選択科目の総数は大分高商の学科課程の歴史において最多となった。

選択科目数は最多となったものの、経済学教育においては、一步後退したといえる。経済学教育の三本柱のひとつ「歴史」分野にあたる「経済史」が学科課程表からなくなったのである。選択科目に「経済学史」が残ったものの、「経済学史」は史がつくとはいえ、「理論」系の学科目といえる。

別の見方をすると、歴史系学科目も地理系学科目も商業学の枠組みに復したことになる。「経済史」「経済地理」が「商業史」「商業地理」に戻っているのである。学習時間はそれぞれ1時間、2時間と変化はない。学問区分でいえば

上位区分にあたり、商業以外の産業も扱う「経済史」「経済地理」に対し、下位区分である「商業史」「商業地理」となったことを、『二十年史』は次のように説明する。「之は経済史中にも特に商業史を、又経済地理中にも特に商業地理を課すべきを明示したものである。而して商業史は第一學年の第一學期に纏めて之を授け、一方中學校出身者に課する商業概論と相俟つて、新入生に先づ商業の何たるかを明確に認識せしむるの趣旨に出でたものである」¹²⁵⁾。内容を限定するとともに、中學校出身者を含め新入生に商業とは何かを教えるというのである。これは「経済原論」を第1学年第2学期に移動させたことと合わせて、商業に焦点をあててから経済について学ぶという道筋をつけたのである¹²⁶⁾。生徒への教育効果を考慮したものとみえる。

商業学系学科目では、「企業経営論」に代わって「経営経済学」という新しい学科目が登場している。この学科目名の変更は、年度そのものは同じでないものの、彦根高商においてもほぼ同じ時期に同じパターンでおこなわれている。彦根高商でも、第1回改正時（1926（大正15）年度）に「企業経営論」が開講され¹²⁷⁾、第2回改正時（1932（昭和7）年度）に「経営経済学」に代わっているのである¹²⁸⁾。

125) 『二十年史』、56頁。

126) 『二十年史』、55頁。

127) 1926年4月23日付文部省令第20号（『官報』第4097号、1926年4月23日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2956248> 最終アクセス日：2021年7月1日

128) 1932年4月5日付文部省令第10号（『官報』第1577号、1932年4月5日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2958048> 最終アクセス日：2021年7月1日。東京帝国大学経済学部においては、大分高商が第3回改正をおこなったのと同じ1933（昭和8年）に「商事経営論」が「経営経済学」に名称が変わっている。『東京大学経済学部五十年史』、480頁。なお、官立高商において最も早く「経営経済学」という学科目を開講したのは山口高商であり、1929（昭和4）年のことであった。1929年5月3日付文部省令第22号（『官報』第700号、1929年5月3日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957166> 最終アクセス日：2021年7月6日。官立高商が後述する「高等商業学校標準教授要綱」に準拠した学科課程になって以降は「要綱」に記載のある「経営経済学」という学科目名となるが、それ以前で「経営経済学」という学科目名で開講していたのは、山口・彦根・大分の各高商以外では、開講年順に横浜（1932年）、福島（1938年）、長崎（1939年）、和歌山（1940年）の各高商で、すべての官立高商で開講されたわけではない。

日本における「経営経済学」あるいは経営学の先駆と考えられるのは、東京高商・商大で教鞭をとった上田貞次郎である。上田が、「経営学」という名辞を学術用語として用いた最初の人物である¹²⁹⁾。上田は1904(明治37)年刊行の『商業大辭書』の「商業學」の項目において「所謂商業學は種々の場合に實際の必要に應じて形成されたる斷片的智識を多少の秩序の下に並列したるのみ、其の組織系統を正して一科の「學」を爲すに至らんには前途頗る遼遠なりといはざるべからず」とし¹³⁰⁾、1896(明治29)年8月の東京高商における学科課程改正において「商業要項」から「商業學」への学科目変更についても「從來の要項が主として實務上の斷片的智識を羅列するに過ぎざしりに反して、經濟學・法律學等より借來りたる有要なる思想及び智識を加へたれば、學習者を利益する度に於ては大に進歩したれども、學問の系統上には愈よ益す複雜散漫に歸したるの觀あり」と記す¹³¹⁾。

上田は学として体系化されえない「商業学」、あるいは複数形で表される「商業学」に対して、「狹義の商業學（單數）即ち理論的商業學」とする「商業經營學」にかんするドイツの辞典における記述を引用しながら¹³²⁾、理論的な单数形の商業学、すなわち「経営経済学」を構築しよう企てていたのである¹³³⁾。

上田が留学から帰国した1909(明治42)年以来専攻部には商工経営科がおかれていたが、この1916(大正5)年以降の専攻部では「商工經營論」が開講され、それを上田が担当している¹³⁴⁾。学校一覧に掲載された教授要旨には、「一定ノ教科書ニ依リ輪讀ノ方法ニ依リテ商工業經營ニ關スル重要問題ヲ学ハシメ更ニ進ンデ自發的研究ヲ爲スノ準備トナサシム教科書ノ内容ハ大規模生産ノ發達、労働者問題、販路ノ組織、株式會社ノ財政ノ如キ諸問題ヲ網羅セルモノヲ擇擇シ又成ルヘク英文ノ著書ヲ用フ」とある¹³⁵⁾。大規模生産の發達、労働者問題、マーケ

¹²⁹⁾ 山本安次郎『日本經營学五十年——回顧と展望——』 東洋經濟新報社、1977年、19頁。

¹³⁰⁾ 『上田貞次郎全集 第一巻 経営経済学』、1975年、310頁。

¹³¹⁾ 『上田貞次郎全集 第一巻 経営経済学』、311-312頁。なお同書の記述では学科目変更が「明治卅八年」とされているが、『高等商業學校一覽 從明治二十九年至明治三十年』の「沿革概略」によれば、「明治二十九年八月」の規則改正時に「商業要項及実践」が「商業學」と「商業実践」のふたつに分けられた。『高等商業學校一覽 従明治二十九年至明治三十年』 一橋大学リポジトリ <https://hdl.handle.net/10086/47496> 最終アクセス日：2021年7月8日

¹³²⁾ 『上田貞次郎全集 第一巻 経営経済学』、311頁。

¹³³⁾ 経営学史家の小松章は、『商業大辭書』の記述を分析し、執筆時点での上田の構想は「商業經營學」という名辞を用いてはいるが、「企業經營学」と同一であったことを指摘する。「上田貞次郎——日本經營学の創始者——」小笠原英司編著『日本の經營學說 I』 文眞堂、2013年、19-22頁。

¹³⁴⁾ 上田の長男、正一の記した『上田貞次郎伝』(泰文館、1980年)によれば、第一回留学から帰国した1909(明治42)年9月からの学期において上田は「本科三年の商工經營」と「専攻部商工經營科の演習を担当」したとあり(105頁)また片岡信之も、留学から帰国後の1909(明治42)年に上田が「専攻部に「商工經營」講座を開設し、商事經營学の研究と教育にあたることになった」と記すが、いずれもその典拠を明らかにしていない。片岡信之『日本經營学史序説』文眞堂、1990年、296頁。当該年度の学校一覧では上田の担当学科目は「商業歴史、經濟學」とのみある。そもそも本科の学科課程表には「商工經營」という科目ではなく、関係する科目としては「商業學」があるが、本科第3学年の履修はない。専攻部規程によれば「専修科目」に「商工經營科」があるものの、上田が担当した記録はない。『東京高等商業學校一覽 従明治四十二年至四十三年』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/813085>

最終アクセス日：2021年6月22日 しかしながら、上田の『經營經濟學總論』(東洋出版社、1937年)の序には、「最初の歐洲留學から歸つて同校に「商工經營」の講座を開いてからでも既に二十八年になる」とあり(1頁)、専攻部の「商工經營科」の演習を担当したと考えられる。なお『經營經濟學總論』は、NDLDCで閲覧可能である。<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1709780> 最終アクセス日：2021年6月21日

¹³⁵⁾ 『東京高等商業學校一覽 従大正五年至大正六年』、93頁。

ティング組織、企業財務が例として上げられていることから分かるように、専攻部ということもあるようが、従来の「商業学」、あるいは「保險論」や「交通論」といった商業学の各論とは異なる性格をもった学科目であることがわかる。

3年制高商の学科目としての「経営経済学」の内容については、『教授要目』が入手できた彦根高商を事例にみる。先に述べたように、彦根高商においては、1932（昭和7）年4月5日付文部省令第11号によって改正された新しい学科課程に「経営経済学」が新設される。その履修は第1学年第2学期と第2学年第1学期である。第1学年第1学期にはレベル調整学科目として中学校卒業者向けに「商業概論」が置かれているが、その後、高商として本格的な商業教育のための学科目として現れるのがこの「経営経済学」なのである¹³⁶⁾。経済学系学科目では第1学年配当は「経済原論」（第1・第2学期とも）のみであることを踏まえると、彦根高商の「経営経済学」は専門学科目の基礎と位置づけられていると考えられる。

彦根高商の1932年版『教授要目』はそれを裏付ける内容となっている。「経営経済学」は全部で5章立てで、それぞれ「経営経済學ノ概念」「経営経済學方法論」「利潤ト經濟性」「基本概念」「企業經營形態論」となっており、理論的な内容となっている¹³⁷⁾。上田が東京高商専攻部で開講した「商工経営論」とも大きく異なり、「学」としての経営経済学の色合いが濃くなっている。

彦根高商で「経営経済学」が開講されるようになった1932年から5年後の1937年に上田

は『経営經濟學總論』（東洋出版社）という著書を刊行している。その構成は「第一章 経営經濟學」「第二章 経営經濟・企業」「第三章 工業經營」「第四章 商業經營」「第五章 企業の財政」「第六章 會社制度」「第七章 獨占」となっており、第一章は「第一節 経営經濟學とは何ぞや」「第二節 経営經濟學の發達」と細分される。彦根高商の「経営経済学」は概ねこの第一章に相当する内容と考えられ、「経営経済学」の入門的・理論的な位置づけであったと考えられる。

しかしながら、大分高商の「経営経済学」は彦根高商とは異なる内容であったことが推察される。彦根高商では「経営経済学」が基礎・入門・理論的な位置づけで第1学年第2学期および第2学年第1学期に開講されたのに対し、大分高商においては第3学年の第1・第2学期に配当されており（表6、参照）、商業学系学科目の必修科目のなかでは「販売管理論」「海上保險論」「貿易実務」「工業会計」といった応用・実務系学科目と同様の位置づけを与えられている。『二十年史』では次のように説明している。「從來企業經營論として課して來たのを經營經濟學と改め、之に從來課して來た工業會計及工場管理より工場管理を取りて之に加へ」たというのである¹³⁸⁾。注目すべきは「工場管理を加へ」たという点である。彦根高商の「経営経済学」にはみられない「工場管理」という要素が加わっているのである。

第2回改正（1929年）において、従前の「簿記／会計学」が細分化され、「商業簿記」「銀行簿記」「英文簿記」「工業簿記及工場管理」「会

¹³⁶⁾ 『官報』第1577号、1932年4月5日付 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2958048> 最終アクセス日：2021年6月2日。なお第1学年第2学期に配されたほかの商業学系学科目は「交通論」のみである。

¹³⁷⁾ 彦根高商の「経営経済学」は、東京商大を1924（大正13）年3月に卒業し、1927（昭和2）年4月に彦根高商講師、「経営経済学」の開講が始まる1932（昭和7）年4月に同教授となった商学士岩間巖が担当した。「故 岩間巖教授年譜」『経済経営論集』（東洋大学経済経営研究所）第72号、1974年3月、1頁。

¹³⁸⁾ 『二十年史』、56頁。

計学」「会計監査」に分かれたが、その「工場管理」が「経営経済学」に統合されたということは、会計学的な範疇、つまり原材料を含めた費用という観点を離れ、労働者の管理に視点が移ったと考えられる。上田が『経営經濟學總論』第三章工業經營の第三節で工場管理を取りあげ、「科學的管理法」や「賃銀制度」を扱っていることからも明らかのように¹³⁹⁾、工場管理は経営経済学の主要な論点であった。

「科學的管理法」は、米国のフレデリック・W・ティラー（Frederick W. Taylor）が提唱した労働者管理の方法論で「ティラー・システム」とも呼ばれるものである。大正期に入ると米国の企業や経営事情の紹介が実務家たちによっておこなわれ¹⁴⁰⁾、ティラーの『科学的管理法』も、今日の東急グループの礎を作り上げた後藤慶太によって、彼が鉄道院の官吏であった時代に『工場會社學理的經營法』（1913年）として翻訳されている¹⁴¹⁾。

こうした趨勢のなかで、高商においても「経営経済学」という学科目が開講された。ただし、彦根高商と大分高商との扱いの違いにみられるように、基礎なのか応用なのか、総論なのか各論なのかという位置づけの違いがみられた。彦根高商のように第2学期からとはいえ、第1学年に配当した高商はほかになく、彦根高商も1937年度からは第2学年に移動している¹⁴²⁾。

後述する1942年の「高等商業学校標準教授要綱」によって内地の官立高商すべてで「経営経済学」が開講され第2学年に配当されるが、それ以前から標準的な配当学年は第2学年であった。長崎・福島・横浜の各高商は第2学年に配していたし¹⁴³⁾、学科名は「経営論」であるものの小樽高商も第2学年に配当している¹⁴⁴⁾。高岡高商は1942年以前は「商工經營」という学科名であったが、最初の開講時は第3学年配当だったものが第2学年へと移動している¹⁴⁵⁾。大分高商のように応用として第3

¹³⁹⁾ 上田は、1906年から1909年までの第1回留学時に大学のセミナーに参加する以外に、イギリスやドイツ、米国の各種工場を積極的に巡っている。上田『上田貞次郎伝』、86-88、94、99頁。

¹⁴⁰⁾ 片岡信之「日本における経営学の歴史と現在」『経営論集』（明治大学経営学研究所）第64巻4号、2017年3月、47頁

¹⁴¹⁾ @tsundokulib（積読荘の住人）「五島慶太が鉄道院の官僚のときにティラー『科学的管理法』を訳してたのか／CiNii 図書 - 工場會社學理的經營法 <https://ci.nii.ac.jp/ncid/BA54078548 #CiNii>」Twitter, 2021年6月16日20:09、<https://twitter.com/tsundokulib/status/1405120242544566276>

¹⁴²⁾ 1937年4月10日付文部省令第20号（『官報』第3079号、1937年4月10日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2959562> 最終アクセス日：2021年7月13日

¹⁴³⁾ 長崎：1939年4月24日付文部省令第23号（『官報』第3688号、1939年4月24日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2960182> 最終アクセス日：2021年7月13日、福島：1938年5月4日付文部省令第15号（『官報』第3397号、1938年5月4日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2959888> 最終アクセス日：2021年7月13日、横浜：1932年4月4日付文部省令第10号（『官報』第1576号、1932年4月4日付） 最終アクセス日：2021年7月13日

¹⁴⁴⁾ 1931年6月17日付文部省令第18号（『官報』第1338号、1931年6月17日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957806> 最終アクセス日：2021年7月13日

¹⁴⁵⁾ 1930年4月18日付文部省令第10号（『官報』第988号、1930年4月18日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957455> および1933年3月24日付文部省令第5号（『官報』第1867号、1933年3月24日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2958338> いずれも最終アクセス日：2021年7月13日。なお、長崎高商も学科名が「商工經營」であったときには第3学年に配当されていた。1930年4月24日付文部省令第12号（『官報』第993号、1930年4月24日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957460> 最終アクセス日：2021年7月13日

¹⁴⁶⁾ 山口：1929年5月4日付文部省令第22号（『官報』第700号、1929年5月4日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957166> 最終アクセス日：2021年7月13日、和歌山：1940年5月24日付文部省令第

学年に配当したのは、山口・和歌山両高商があり¹⁴⁶⁾、学科目名はそれぞれ「経営学」「商工経営」となっているが、外地の京城高商、台北高商も第3学年に経営にかんする学科目を配している¹⁴⁷⁾。

第2学年配当の「経営経済学」の授業内容については、「高等商業学校標準教授要綱」の教授事項が参考になるであろう。それによれば、全体は5章構成で、それぞれ総論、企業形態、経営労務、経営財務、経営計画となっている。上田の『経営経済學總論』と比較すると、工業経営・商業経営といった項目が立っておらず、全体に概論的な印象を与える。第2学年配当の学科目として基礎・総論的な内容であるといえよう。

しかしながら、「経営経済学」という学科目の登場は、学問の深化や理論化を踏まえた教育が進められたことの証左のひとつとなろう。

この「経営経済学」を含めて必修科目のみで第3回改正後の商業学・経済学の学習時間比をみると、商業学系が25.5時間に対し、経済学系が10時間で2.55:1となり商業学系の割合が増えている。先に述べたとおり、「経済史」「経済地理」がそれぞれ「商業史」「商業地理」に移行したことによって経済学系学科目が科目・時間数ともに減少したことによる。ただし、商業学系学科目も時間数は減少している。これは選択科目

が増えたことに起因している。第2学年で8科目と第2回改正時の2倍になり、第3学年でも12科目で第2回改正時の約1.33倍となっている。選択科目の学習時間も第2学年では変わらず3時間であるが、第3学年では1.5倍の6時間となっており、必修科目の減少分は選択科目の増加の結果といえる。

第3回改正では選択科目が科目数・学習時間とともに大分高商の歴史において最大となった。『二十年史』には「生徒各自をして自己の将来に必要と認むる學科を多く選擇せしむるを可とする趣旨」という第2回改正から続く流れにのつたものである。第2回改正時にみられる技術から理論への志向は継続しており、それはとりわけ、商業学系学科目における理論化の進行、「経営経済学」の学科目化に現れている。しかしながら、必修科目では歴史・地理の学科目が経済学系学科目から商業学系学科目へ移行したこともあり、商業系学科目の割合が増えることになった。

28号(『官報』第4012号、1940年5月24日付) NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2960510>

最終アクセス日:2021年7月13日。なお、和歌山高商はこれ以前は「経営学」という学科目名であったが、第3学年に配当されていた。1934年4月24日付文部省令第4号(『官報』第2191号、1934年4月24日付) NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2958666> 最終アクセス日:2021年7月13日

¹⁴⁷⁾ 京城高商:1931年4月9日付朝鮮総督府令第42号(『官報』第1327号、1931年6月4日付) NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957795> 最終アクセス日:2021年7月13日、台北高商:『台灣総督府高等商業學校一覽』(大正14-15年) NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/941180> 最終アクセス日:2021年7月13日

¹⁴⁸⁾ 1938年5月11日付文部省令第15号(『官報』第3403号、1938年5月11日付) NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2959894> 最終アクセス日:2021年8月1日。なお、このときの学科課程表は隣接学科目が集められるという順ではなく、学年進行順で表記されている。これは大分高商で事例がないだけでなく、和歌山高商のこれ以外の学科課程表にもなく興味深い。

6 選択科目の縮小と学科目の統合

6.1 選択科目・レベル調整学科目の整理（第4回改正 1937（昭和12）年）

4回目の学科課程における改正は、長廣が画期とみた1937（昭和12）年におこなわれた。和歌山高商の場合、翌1938年に学科課程が改正されたが¹⁴⁸⁾、それは1936年12月の教授会における、修学年限延長の可能性が低いことを受け、学科課程改正に踏み切る学校があるという発言の上で校長花田大五郎の着手提案に始まった¹⁴⁹⁾。この改正の結果、選択科目の時間数をそれ以前の第2、第3学年の各学期それぞれ週5時間とされていたものを、第2学年各学期それぞれ週2時間、第3学年では週4時間と減少させ、選択科目数も34から23へと大幅に減少させた¹⁵⁰⁾。ただしこれは従来、選択科目で各学期週3時間分となっており、生徒たちの多くが選択した「第二外国語」を必修とすることによって、選択科目では「経済や商業などの学科目の選択を生徒に促す目的があった」¹⁵¹⁾。第3年において従来、選択科目であった「東洋経済事情」の必修化、「日本産業論」の新設・必修化、「東洋哲学概説」の選択科目新設といった時勢の影響を受けた学科目の必修化や新設があったものの¹⁵²⁾、改正の要点は生徒への教育を配慮したものであった。

大分高商の改正もおもに生徒の学習実態を踏

まえた調整であったと考えられる。とはいっても、第2回・第3回改正と続けてきた選択科目の拡大路線、生徒が自ら自己の将来にとって必要とする学科目を選ぶという方針に大きな変更が加えられることになる。たゞ、新たな演習の開講、「商事研究」の第2学年への拡大という新機軸があった。生徒の自主的な選択の幅は狭められたものの、自主的な学習を促すことは拡大された。また、学科目の集約がおこなわれ選択科目が必修科目に吸収される整理がおこなわれ、レベル調整学科目も削られ、学科目は削減された。さらに、「商業概論」「商業簿記」といった従来、中学校卒業者向けのレベル調整学科目とされてきた学科目を、学習内容も授業時間数も異なるものの商業学校卒業者に対しても必修化した。ここで目指されたのは生徒の学習レベルの底上げである。これらの結果、別クラスではあるものの、全生徒が履修する必修科目が増加し39となり大分高商史上において最大数となった。いっぽうで、レベル調整学科目や選択科目は第4回改正時の半数以下の12となり、総学科目数は51に減少した（表7参照）。

選択科目は、これまで第1学期と第2学期とに分けられていたが、どちらかの学期にまとめられるという変化もあった。短期間に集中的に各論を学ぶことによる学習効果を狙ったものと推測される。また、第2学年における選択科目が科目数・時間数が減少した。従前は第2学年第1・第2学期ともに週3時間の学習時間であったものが、第2学期のみ週2時間となつた。第3学年でも、従前は第1・第2学期とも

¹⁴⁹⁾ 長廣『高等商業学校の経営史』、70頁。

¹⁵⁰⁾ 長廣は前回改正時（1934年）の選択科目数を32と記すが、『官報』掲載の学科課程表には34ある。1934年4月24日付文部省令第4号（『官報』第2191号、1934年4月24日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2958666> 最終アクセス日：2021年8月1日

¹⁵¹⁾ 長廣『高等商業学校の経営史』、73頁。

¹⁵²⁾ 長廣『高等商業学校の経営史』、71頁。および1934年4月24日付文部省令第4号・1938年5月11日付文部省令第15号

に週 6 時間であったものが、第 1 学期は週 4 時間となり 2 時間減少している。『二十年史』では、「選択科目減少の方針に基き、比較的不急の學科目と認められたるが故に」とのみあり¹⁵³⁾、学科目の削減は記されるものの時間数の減少理由については述べられていない。第 3 回改正で選択科目の時間数を増やしたことが効果的でなかったと判断されたのであろうか。削減された選択科目は、「高等数学」「社会学」「行政法」「倉庫論」「英文簿記」の 5 つである。「行政法」を除いていずれも第 2 学年での選択科目にあったもので、第 2 学年の選択科目時間数の削減と結びついているものと考えられる。

このほかに削減された科目には、レベル調整学科目である「物理及化学」がある。『二十年史』には、「從來物理化學は商業學校出身者に課してゐたのであるが、高等商業學校に於て、中學校にて教ふる學科目を配當するは、生徒の側に於て稍もすれば緊張の氣分を欠き、結果面白くないので之を廢し」とある¹⁵⁴⁾。生徒が真面目に学ばなかつたことが原因と読める。関連して、第 1 学年第 1 学期に週 1 時間、第 2 学期および第 2 学年第 1 学期に週 2 時間ずつ配当されていた「商品学」が第 1 学年第 1 学期への配当がなくなり、第 2 学年第 1 学期が週 3 時間となった。

また第 2 回改正時に、「第二外国語」から「選択外国語」に科目名が変更され、選択可能となっていた「英語」も廃止された。『二十年史』には、「英語を深く研究せんとする者のために、

選択外國語中に英語を加へて、一外國語に精力を集中せしむるの途を開いたのであるが、其の後の實績に徴するに、生徒は此の目的趣旨に沿はず、唯徒に易きに就かんとして英語を競うて選擇し、その成績必ずしも良好と言ふ事が出来ない」ことが理由として挙げられている¹⁵⁵⁾。学科課程の意図と實際とのあいだに乖離が生じたことによる変更であった。

削減ではなく学科目がまとめられたものもある。從来、選択科目としてあった「銀行論」と「信託論」とがまとめられ「金融機関論」と必修化され、選択科目「生命保険論」が必修科目「保険総論」に吸收され、「保険総論及生命保険論」となった。いずれも選択科目から必修科目への変更となる。これらのほか、『二十年史』には「貨幣論と景氣論とを併せて貨幣及景氣論とし」とある¹⁵⁶⁾。たしかに第 4 回改正で「貨幣論」は学科課程表から消えているが、『官報』に掲載されたものにも学校一覧に掲載されたものにも学科課程表には「景氣論」しかなく「貨幣及景氣論」にはなっていない¹⁵⁷⁾。

たゞで、第 2 学年の選択科目で新たに開講されたのが「法律演習」である。法律学系の科目で選択科目とはいえ「法律演習」が取り入れられたことは、從来、「商事研究」という学科目で商業学・経済学に限られていた演習・実習系の科目が法律学にも広げられたという点も注目すべきである。「法律演習」は「第二學年に於て民法、第三學年に於て商事法の演習をなさしむるものであって、法律問題の解釋、法文

¹⁵³⁾ 『二十年史』、68 頁。

¹⁵⁴⁾ 『二十年史』、68 頁。

¹⁵⁵⁾ 『二十年史』、68 頁。

¹⁵⁶⁾ 『二十年史』、69 頁。なお、長廣が記す和歌山高商の事例では、学科目の統合が文部省の意向によるものだったこともある。長廣『高等商業学校的経営史』、71 頁。

¹⁵⁷⁾ 表 7 および『大分高等商業學校一覧 自昭和十二年至昭和十三年（第十六年）』（NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1277407> 最終アクセス日：2021 年 7 月 1 日）、参照

¹⁵⁸⁾ 『二十年史』、69 頁。

の適用につき生徒をして實習的に練習せしむるもの」であった¹⁵⁸⁾。法律学系学科目で演習の授業がおこなわれた官立高商はほかになく、大分高商の独自性を示すものである。しかしながら、それがどのような背景によるものかは『二十年史』には記されていない。

また従来、第3学年において「不定時」として課されていた「商事研究」が、第2学年でも課されることとなり、第2・第3学年の第1・第2学期それぞれ週1時間と時間数も確定された。『二十年史』には、「第三學年商事研究の準備の意味と兼て、早くより自學自習の良風を養成せんとする趣旨に出でたものである」とあり¹⁵⁹⁾、演習系の学科目を第2学年から開講することによって生徒の自主的な学習を後押しする狙いがあったとみられる。

もうひとつ注目すべき点は、従来、レベル調整学科目であった「商業概論」が時間数は中学校出身者より1時間少ないものの商業学校出身者にも第1学年第1学期に週2時間課されたことである。また、「商業簿記」についても商業学校出身者も第1学年第2学期から授業を受けることとなっている。『二十年史』には、「商業概論には英文の教科書を使用し、商業の概念を明らかならしむると共に、他面中學出身者に比して劣れる英語の學力を補はしむることゝした。又商業簿記は、商業學校に於て學修せざる高等程度のものを課すことゝした」とあり¹⁶⁰⁾、商業学校出身者のレベルを引き上げることが意識されている。

必修科目における商業学・経済学の学習時間比は、若干、経済学系の比率が増加した。如上のとおり、これまでレベル調整学科目に位置づ

けられ中学校出身者にのみ課されてきた「商業概論」「商業簿記」が別クラスとはいえ商業学校出身者にも課せられることになったため、共通する学習時間数を組み入れると、商業学系学科目の学習時間は29時間と増加したが、経済学系も「景氣論」が必修化され、「経済統計論」の時間数が増え11.5時間と増加した。そのため、およそ2.52:1とほんのわずかではあるが、経済学系の比率が増えた。

総じて、生徒の学習実態を踏まえたレベルアップが第4回改正の特徴となる。「商業概論」が商業学校出身者にも課されるようになったことや「選択外国語」中の「英語」の廃止、「物理及化学」の廃止などレベル調整学科目の修正も加えられたり、演習系学科目の充実が図られるなど、生徒の学習実態を踏まえた改変がおこなわれていることを考慮すると、『二十年史』には明確な記載がないものの、理想から現実への対応を目指した改正であったと考えられる。理論や研究の重視という教育理念のレベルではなく、きわめて実務的な目的の改正であったといえよう。

6.2 第二部設置にともなう整理（第5回改正 1940（昭和15）年）

全体で5回目にあたる学科課程改正は、第4回改正の3年後、1940（昭和15）年に行われた。翌1941年に校長となった森文三郎が「学科課程の變遷についての最も劃期的の出来事は何と云つても昭和十五年度の東亞科（本科第二部）の設置である」と評するよう¹⁶¹⁾、第5回改正では、学科課程の分岐、従来からの課程

¹⁵⁹⁾ 『二十年史』、69頁。

¹⁶⁰⁾ 『二十年史』、68頁。

¹⁶¹⁾ 森文三郎「開校二十周年並東亞科完成に當りて」大分高等商業学校同窓会『開校二十周年東亞科完成記念誌』、1943年、4頁。NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1052885> 最終アクセス日：2021年7月23日

の継続となる第一部と「北シベリアの風のそよぎ南南洋の波のさざめきにも關心を有てること」¹⁶²⁾を事後の目標とした第二部（東亜科）とに分かれたことが一番の大きな変化である。第5回改正について『二十年史』は、「第一部學科課程の改正は、主として第二部新設に伴ふための整備」と述べており、第二部設置とそれによる第一部学科課程の調整が主目的であったと考えられる。また、時勢を受けた追加必修科目として「教練」と「武道」がある。ただし、第2回改正以来、4分割されていた英語科目が「英語」に再統合されたことによって必修科目数は36と減少した（表8参照）。

大分高商で「東亜科」と称され、法令上「第二部」と呼ばれる学科課程は¹⁶³⁾、もともと大分が地域内に高商卒業生の就職先が少ないとあってか、卒業生の1割5分程度は中国大陆へと渡っていたことと関係している。同窓会によつて作成された東亜科開設誌によれば、「大分高商は地理的に觀ても大陸開發人士養成基地として恰好である。更に我校は創立以來卒業生の海外發展に力を注ぎ、現に海外進出者は率に於て斷然全國高商中第一位を占めて居る位である」という¹⁶⁴⁾。立地と実績の点で優れているとして、東亜科設置準備が始まられたのは、設置の1年4ヵ月ほど前の1938年12月16日のことであった。大分高商内での「東亜科（假稱）設置に關する調査委員」の委嘱がおこなわれたのである。このとき委員長を委嘱された森文三郎は翌1939年3月から大陸視察に出かけるのである¹⁶⁵⁾。

文部省も1939年から全国の高等商業学校に中国大陆を中心としたアジア地域において活躍する人材育成を目的とした関係学科目の設置を促したこともある。同年には山口高商に第二部（支那科）、彦根高商に第二部（支那科、1941年東亜科に改称）が設置され、翌1940年には高岡高商と大分高商にも第二部が設置された¹⁶⁶⁾。

如上のとおり、第二部は特殊な目的を持っており、学科課程の編制も特異なものであった。外国語科では「支那語」が3年間のいずれの学期においても週6時間とされ、「英語」は第1学年第1学期でレベル調整のため商業学校出身者には週4時間が課せられるものの、中学校出身者には週2時間で、これ以外の学期・学年でも週2時間であった。また第一部にはない、「東洋近世史」や「東亜文化概論」、「支那經濟史」など「東洋」や「東亜」あるいは「支那」が冠せられた学科目が並べられた。

この第二部設置を受け、第一部の学科課程での変化は、第4回改正での変更、とりわけ演習系学科目の強化を消し去ることであった。まずは、選択科目「法律演習」と第2学年における「商事研究」の廃止された。第2学年の「商事研究」の廃止について、『二十年史』は第二部の設置による「生徒増加より生ずる擔當教官の負担の過重を避けることを理由としてあげており、やはり第二部設置にともなう変更である。さらに経済学系学科目でも、第4回改正で必修科目に追加されたばかりの「景気論」が選択科目となった。

162) 森文三郎「開校二十周年並東亜科完成に當りて」、6頁。

163) 「東亜科たる名稱は隠されて第二部と表示されてゐるが、それは文部省の意向によるのであつて實質に於ては變る所はない」。『大分高等商業學校第二部（東亜科）開設誌』大分高等商業學校同窓会『開校二十周年東亜科完成記念誌』、132頁。

164) 「大分高等商業學校第二部（東亜科）開設誌」、122頁。

165) 「大分高等商業學校第二部（東亜科）開設誌」、122頁。

166) 三好信浩『増補 日本商業教育発達史の研究』 風間書房、2012年、350頁。

たほう、第4回改正から継続していることもある。第4回改正で始められた選択科目の削減はさらにおし進められた。第2学年での選択科目は完全になくなり、第3学年での選択科目の時間数も第1・第2学期ともに週あたり4時間に減らされた。如上のとおり、「法律演習」は廃止され、第2学年第2学期に配当されていた「商品実験」は第3学年第1学期に移され、第2学年の選択科目はなくなった。法律学系選択科目では「法律演習」だけでなく、第3学年に配当されていた「民法（親族、相続）」と「民事手続法」も廃止された。法律学系選択科目の廃止について『二十年史』は、「選択科目削減の趣旨により」と説明しているだけで、具体的な理由を明示していない。

また、学科目の統合もさらに進められた。「保険総論及生命保険論」「海上保険論」「火災保険論」という形で総論・各論として開講されていた保険に関する学科目は「保険論」に統合され、配当年次も第2学年第2学期から第3学年第2学期の3学期各週2時間となり、選択科目とされていた「火災保険論」が廃止され、その分の学習時間が削減された。

第一部の必修科目における商業学・経済学の学習時間比は、およそ1.82:1となり初めて2倍を切ることになった。「商業史」「商業地理」が「経済史」「経済地理」に復したこと、「商業政策」の時間数が増えたことで経済学系学科目の学習時間数は14時間となり、商業学系学科目では「商業史」「商業地理」が消えたほか「海運論」の学習時間が減少し25.5時間となった結果である¹⁶⁷⁾。

第5回改正は、第二部の設置に伴い、教官の

負担軽減もあり、第4回改正で導入された新たな試みの消去が目指された。第2学年からの「商事研究」は第二部設置にともなう負担軽減によって廃止され、同じ演習系学科目では選択科目であった「法律演習」も廃止された。後者は、第4回改正からの選択科目削減方針にしたがったことによるものもある。そのほか学科目の統合も第4回改正からの方針継続である。第二部設置にともなう負担軽減と第4回改正からの方針継続ということが第5回改正の特徴であった。

7 高等商業学校標準教授要綱 準拠（第6回改正 1942（昭和17）年）

1942（昭和17）年におこなわれた6回目、大分高商最後の学科課程改正は、第5回改正時の入学者が最終学年なる前に実施された。これは、全く外的な要因であった。前年の1941年1月に実業教育振興中央会という「文部省の別動隊」とも呼ばれる財団法人が、高等商業学校教授要綱調査委員会（以下、「調査委員会」と略す。）を発足した¹⁶⁸⁾。1944（昭和19）年に、当時の実業教育振興中央会常務理事であった倉橋藤治郎が記した『實業教育の振興について=實業教育振興会の組織と運営=』という書籍にも、「財団法人実業教育振興中央会は、実業教育に関する限り文部省と表裏一体の関係にあり」とある¹⁶⁹⁾。会長が文部大臣、文部次官が理事長となり、文部官僚が常務理事、理事を務めており、実業教育振興中央会は文部省と一体の組織と考えてよいであろう。したがって、この調

¹⁶⁷⁾ 第二部では商業学系学科目の学習時間がより少なく、経済学系学科目が多いため、経済学系学科目の占める割合はさらに高い。

¹⁶⁸⁾ 三好『日本商業教育発達史の研究』、547頁。

¹⁶⁹⁾ 倉橋藤治郎『實業教育の振興について=實業教育振興会の組織と運営=』、1944年、2頁。

査委員会の決定は全国の高等商業学校に官立・公立・私立を問わず強い拘束力をもっていたと判断できる¹⁷⁰⁾。大分高商でも第6回改正は、調査委員会が策定した「高等商業学校標準教授要綱」(以下、「標準教授要綱」と略す。)に準拠するための改正であった¹⁷¹⁾。

調査委員会は、高商で教育に携わる教員や大学・文部省関係者だけでなく、企画院・商工省官僚、マスコミ関係者、実業界関係者によって構成され、高等商業学校が必要とする学科課程の策定を行った¹⁷²⁾。その策定は、日本における高商教育の状況の変化を受けたものである。委員会が最終的にまとめた「高等商業学校教授要綱」の冒頭にはその趣旨として以下の文言が記されている。「我ガ国産業経済ハ今ヤ未曾有ノ變革ヲ遂ゲツツアリ。之ニ即應スル様高等商業教育ノ刷新ヲ圖ルト共ニ、高等商業教育ノ目標、特質等ヲ一層明確ニシ、且ツ現在ノ多岐ナル學科目ノ名称及内容ノ不統一ナルヲ改善スルハ蓋シ喫緊ノ要務ナリトス」¹⁷³⁾。

調査委員会では、商業教育の目標とする分野を「配給、産業經營、貿易ノ三分野」とし¹⁷⁴⁾、先の引用にあるように、従前の高商学科課程における問題として2点を指摘する。まずひとつは、「多岐ナル學科目」という言葉が示している、科目が多すぎる状況である。たとえば大分高商のカリキュラムで一番科目数が増えたの

は第3回改正時で、そのときの科目数は必修・選択科目全体で62科目となっている(表6参照)。出身学校の違いによる調整科目、選択科目を含むとはいえ、3年間で62科目は、単純に3等分して21科目弱もある。これは大分高商開校時の3年分の学科目数19よりも多い。この多すぎる科目の整理が第1の課題となつた。学問の高度化、細分化といった側面も考えられるが、ここではそれを学科目としては考慮せず、商業教育の目標とする三分野に向けて必要な知識・技術を組み上げていくことを宣言している。

次に調査委員会が指摘する問題は、「名称及内容ノ不統一」という言葉のとおり、学科目名称やその内容が高商ごとにばらばらとなっていることである。『二十年史』にも、「從來全国官立高等商業學校の實施し來れる學科課程には何等の統一なく、區々まちまちにして標準が存しなかつた」とある¹⁷⁵⁾。開校以降、学問の深化、産業の変化、あるいは教育の必要にともない、とくに第3回改正までは経済学系・商業学系・法律学系の3系統のいずれでも学科目数が増えた。こうした学科目ではたとえその名がほかの高商と同じであっても何を教えるのかという標準がなかった。先に示したように、彦根高商と大分高商とでは同じ「経営経済学」であってもそもそも配当学年が異なっており、必然的にそ

¹⁷⁰⁾ たとえば、関西の私立高商のひとつである甲陽高等商業学校の1942年度学科課程表は「高等商業學校標準教授要綱」と完全に一致している。『財団法人辰馬学院甲陽高等商業学校一覧(昭和十七年度)』 NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1462438> 最終アクセス日: 2021年7月14日

¹⁷¹⁾ なお、この前年1941年の12月、「非常時局の急迫に伴ひ」、1942年3月に卒業するべき生徒の12月での繰り上げ卒業が決められた。『二十年史』、107頁。

¹⁷²⁾ 委員のリストについては、実業教育振興中央会発行の雑誌『実業教育』第3巻7号(1941年7月)および第3巻11号(1941年11月)に掲載されたそれぞれの記事「高等商業學校標準教授要綱編制要旨」と「高等商業學校標準要綱審議状況」に委員名が掲載されている。なお如上の藤野靖大分高商教授も、同年2月10日付で文部省教学局教学官に異動し、委員会に参加している。

¹⁷³⁾ 「高等商業學校標準教授要綱編成要旨」『実業教育』第3巻7号、1941年7月、3頁。三好『日本商業教育発達史の研究』(548頁)にも同箇所の引用がある。

¹⁷⁴⁾ 「配給」とは、今日で言う「マーケティング」の謂である。長廣『高等商業学校の経営史』、54頁。

¹⁷⁵⁾ 『二十年史』、113頁。

の内容も同じではなかった可能性が高い。

「標準教授要綱」では、こうした二つの問題を含む留意点が「學科目學年配當表編成上特ニ留意セル事項」として 12 点挙げられている。1 から 3 は、如上の問題点 2 点に関わるもので、「學科目ノ整理統合」、「學科目名稱ノ統一」、「教授内容ノ改善ト必修學科目ノ新設」である。

4 に挙げられているのは、「毎週教授時間數ノ減少」である。週あたりの学年ごとの授業時間数は第 1 回改正時に 35 時間となったものの、従来は 34 時間であった。これを 3 時間減らし、31 時間に変更されたのである。これは「報國團活動トノ關聯ヲ考慮」した結果であるとされる。「報國團」とは大分高商の場合、1940（昭和 15）年 12 月に結成されたもので、『二十年史』には「本校舊學友會其他の校内諸團體並に消費組合に属する事業を繼承擴充し、他面時局相應の新事業も加へ」、総務、鍛錬、国防訓練、生活、掖濟の 5 部で構成された¹⁷⁶⁾。従来の部活動などの課外活動や消費組合が廃止され、まさに「報國」のための組織として再編されたものである。

5 つめは「分科制ノ採用」であるが、これは 6 つめの「選擇科目制ノ廃止」とセットとみるべきであろう。「分科制」とは第 3 学年において週 5 時間、「標準教授要綱」で商業教育の目標に掲げられた分野「配給」「貿易」「産業經營」にそれぞれ対応した「商業、貿易、經營」の 3 分科のうちひとつを選び、そのなかで学校が指定した学科目を受講させるというものである。

選択科目は「現制ノ高等商業學校ノ程度ニ於テハ其ノ運用ニ實効ヲ期スルコト相當困難」として廃止するものの、第 3 学年において週 5 時間分については主に学ぶ学科目群を生徒に選ばせるということになった。

しかしこの改正について神戸商大教授原口亮平は、分科に置かれている学科目が「淘汰された學科の捨場の觀がある」という。つまり、廃止された選択科目を分科に置き、それが復活されているというのである。原口は「分科は職業を得る一の武器である」との考えのもとに生徒に「特殊の學術」を与えるべきだとするが、「標準教授要綱」ではそれぞれの特質は配当学科目群をみても判然とせず、「今少しく之を細別して、其の重心を爲す特殊學科を必修せしむべき」とあると批判する¹⁷⁷⁾。

ただし、この分科制はあくまでも「各地方各學校ノ事情ニ應ジテ」おこなわれるものとされ、実際には学校毎に多様なバリエーションがあった。配当される学科目も様々ならば、分科の名称や内容も様々であった。彦根高商では、第一部、第二部（東亜科）のいずれにおいても「特殊学科目」が置かれず分科制そのものが採用されなかった¹⁷⁸⁾。

大分高商では、「標準教授要綱」で例示された学科目、各分科 6 科目と全く同じ学科目を配した「商業」「貿易」「經營」という 3 分科に分けられた¹⁷⁹⁾。分科制が採用された場合、分科の学科目表の最後にそれぞれの分科に対応した実習系の学科目が置かれることが多く、それら

¹⁷⁶⁾ 『二十年史』、242 頁。

¹⁷⁷⁾ 原口亮平「高等商業學校標準教授要綱案について」『國民經濟雑誌』第 71 卷 5 号、1941 年 11 月、3-4 頁。

¹⁷⁸⁾ 1942 年 5 月 6 日付文部省令第 41 号（『官報』第 4593 号、1942 年 5 月 6 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2961095> 最終アクセス日：2021 年 7 月 13 日。「特殊学科目」に代わり不定時の「特殊研究」が置かれている。

¹⁷⁹⁾ 「標準教授要綱」の学科目學年配當表は、「高等商業學校標準教授要綱編成要旨」の 6、7 頁に掲載されている。大分高商の学科目表については以下を参照。1942 年 3 月 23 日付文部省令第 14 号（『官報』第 4558 号、1942 年 3 月 23 日付） NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2961060> 最終アクセス日：2021 年 7 月 13 日（表 10 参照）

が分科の特徴を表すことになる。大分高商の場合は、商業分科には「商業実践」、貿易分科には「貿易実践」が配されるが、経営分科には「標準教授要綱」と同様に、実習系学科目はない¹⁸⁰⁾。特殊学科目の配当時間数は週5時間で各分科6学科目から5学科目を選択する選択制がとられている。

7~9および12の留意点は、従来からおこなわれてきたことの再確認に過ぎない。7では演習制という少人数の生徒を各教官が担当する研究演習であり、大分高商でいえば、「商事研究」や「法律演習」がそれにあたり、第6回改正では「演習」という学科目に変更されたのみである。8では随意科目について述べるが、これは従前から正科外でおこなわれてきた「タイプライティング」や「速記」を正科外で随意履修させることの確認である。9では特別講義を扱うが、これも大分高商開校時から学科課程表の備考に記されてきたものである¹⁸¹⁾。たとえば、第2回改正時の備考には、「前表ノ外第三學年ニ於テハ商業經濟等ニツキ特別講義ヲ開キ聴講セシムルコトアルヘシ」とある¹⁸²⁾。しかしながら、ここでは「日本文化講義、産業報告精神特別講義」といった時勢を反映した特別講義題目が掲げられている点は従来と異なる。12は中学校出身者と商業学校出身者の取扱であり、本稿ではレベル調整学科目と呼んだものである。「標準教授要綱」で示されるのは、「簿記」を減じて「国語及漢文」、「珠算」「商用文」を減じて「数学」もしくは「物理化学」を課すということ

だけであった。

10番目の留意点も時勢を反映した内容である。「體位向上、教練ノ重視及修練組織トノ関聯」と題されており、教練や如上の報告団活動に十分な時間を取りるように指示している。

11番目は「外國語ノ取扱」である。外國語学科目については、大分高商の第二部や彦根高商の東亜科、山口高商の支那科などの特別な部・科を除き、英語と選択外國語という扱いであったものが、英語を必ずしも第一外國語とせず、授業時間数の多い「第一外國語」と少ない「第二外國語」という二つの外國語をかならず学習することが規程された。「第一外國語」は3年間の週あたり総学習時間数は16時間、「第二外國語」は7時間とされた。大分高商の第2回改正時から第4回改正時までのように「選択外國語」の中に英語を含めることによって英語だけを学ぶことが明確に否定されたと同時に、「第一外國語」が英語である必要はなくなった。

大分高商では、これらの留意点や高等商業学校学科目学年配当表を含む「標準教授要綱」に依拠しておこなわれたのが第6回改正である。『二十年史』には、「本校第一部の改正學科課程は殆ど全部的に中央會の示せる標準案を其の儘採用したものであつて、唯小部分に於て之と相違してゐるばかりである」と述べる¹⁸³⁾。まず大きな変化は学科目数の大幅な減少である。特殊学科目の分科ごとの科目を含めて数えても学科目数は46に減少している（表9参照）。そして、選択科目は廃され、「特殊学科目」となり

¹⁸⁰⁾ 名古屋高商では、経営分科に代わり「工業分科」が置かれたが、実習系学科目として「能率実習」が配された。1942年3月12日付文部省令第7号（『官報』第4550号、1942年3月12日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2961052> 最終アクセス日：2021年7月13日。修業年限3年以上の実業専門学校卒業生が入学できる商工経営科を1924（大正13）年に設置していた名古屋高商の独自性が表れたものとなっている。

¹⁸¹⁾ 開校時は「特別研究」とされていた。1922年1月14日付文部省令第3号

¹⁸²⁾ 1929年3月15日付文部省令第5号

¹⁸³⁾ 『二十年史』、113頁。

分科制がとられたことは如上のとおりである。

選択科目の廃止に伴う影響は法律学系学科目では「国際法」の廃止のみに留まった。法律学系学科目では第5回改正時に整理縮小されたこともある、第6回改正においてはほとんど影響を受けなかった。

それに対し、大きな影響がみられるのは商業学系学科目である。商業学系学科目ではまず、第5回改正時には出身学校系統によって分けられておこなわれていた「商業概論」が出身学校系統を問わずおこなわれることになったほか、「配給市場論」「販売管理論」などと細分化されていた科目が、「交通論」「保険論」といった大項目ごとの総論に戻った。これは簿記・会計学系の学科目も同様で、「商業簿記」「銀行簿記」「工業会計」といった区分がなくなり「簿記」と「会計学」とにまとめられた。「会計監査」や保険・金融の各論は「特殊学科目」の選択科目に移行することで学科課程としては非常にすっきりしたものとなっている。

経済系学科目も「商業政策」「工業政策」が「経済政策」にまとめられたように基本的には大きな括りとして学科目が設定された。とはいえ、「理論」「政策」「歴史」の三本柱も財政学、統計学もあり、経済学教育として十分な科目が揃えられている。これらに加えて、「日本産業論」「東亜経済論」という時代を感じさせる学科目が加えられている。

時勢の反映は、普通学科目でもみられる。「国史」が必修科目となっており、これは従来にはなかったものである。従来の歴史系普通学科目は、商業学校向けのレベル調整学科目「世界近世史」であったことを踏まえると、経済学や商業学の学習のためというよりも、国民形成のために日本という国家の歴史を意識させるという意図が感じられるものとなっている。「国史」の「標準教授要綱」では5つの達成目標があり、そ

の最初に掲げられているのは、「國體ノ本義ト興亞ノ大使命ヲ體シ職分ヲ通ジテ皇運ヲ扶翼シ奉ルノ信念ヲ涵養スルコト」であり、そのほかの目標にも「配給機能ノ國家的意義」「日本産業ノ健全ナル発達」「日本國民經濟ノ發展ト東亜共榮圈ノ確立」「國威宣揚ニ貢献スル」という言葉がちりばめられている。国家に貢献することが目指されているのである。それを生徒に自覚させるための学科目として「国史」が置かれたと考えられる。

商業学系学科目・経済学系学科目との学習時間比でいえば、必修科目に限定すると、商業学系と経済学系とで逆転が起こる。商業学系は17.5時間、経済学系19.5時間で、経済学系の学習時間数が商業学系のそれを上まわる。経済学系時間数の増加には、「標準教授要綱」にしたがったことが影響している。「金融論」は大分高商第5回改正時には商業学系学科目とされていた。これは大分高商の場合、第4回改正において「銀行論」と「信託論」とが統合され「金融機関論」になり、それが第5回改正において名称変更されたものであるという経緯から推測すると、金融機関の具体的な業務・機能を論じたものであったため、従来、商業学系科目としてあったのであろう。ところが、「標準教授要綱」では従来の「貨幣論」を含むものとなり、純粹理論的な金融論であり、それにしたがい大分高商でも経済学系学科目とされたと考えられる。また「標準教授要綱」にしたがって、「日本産業論」および「東亜経済論」が新たに開講されることも経済学系の学習時間数の増加に寄与している。

第6回改正は、「標準教授要綱」の準拠がすべてであった。大分高商では「特殊学科目」の分科・分科ごとに課される学科目も含めてすべて準拠するものであった。科目整理は進んだが、いっぽうで時勢に沿った新たな学科目が導入さ

れた。必修科目数は 29 と第 5 回改正時から 7 減ったものの、「特殊学科目」を含めた総学科目数はほぼ変化がなかった。とはいっても、高等商業教育というよりも職業を通じて国家に奉仕する人を育成するための教育に資するものに学科課程が変わってしまった。

その後、1944（昭和 19）年 3 月 28 日付勅令第 165 号によって大分高商は、大分経済専門学校に転換されることになり¹⁸⁴⁾、高商としての歴史を閉じることとなる。経済専門学校の学科課程は、1944 年 4 月 5 日付文部省令第 18 号「官立経済専門学校規程」により定められた統一学科課程であり¹⁸⁵⁾、学校ごとの違いは完全になくなることとなる。

8 おわりに

1921 年 12 月 9 日付勅令第 456 号によって「文部省直轄諸學校官制」改正がおこなわれ文部省直轄諸学校に大分高商が加えられて以来、1944（昭和 19）年 3 月 28 日付勅令第 165 号によって経済専門学校に転換されるまでの 22 年 3 ヵ月ほどのあいだに大分高商では、6 回の学科課程改正、すなわち 7 つの学科課程があった。高商の学科課程については、名古屋高商のように全面的改正が 1942 年の「標準教授要綱」への準拠時、つまり 1 度しかなかった高商もある。しかし、より歴史の長い第 2 グループの長崎高商では 40 年弱のあいだに学科課程改正は 8 回であったことを考えると、大分高商は、「標準教授要綱」への準拠時の 2 年を除いても 3 年もしくは 4 年という間隔で、極めて高頻度に学科課程改正がおこなわれていた。

高商の学科課程改正について、和歌山高商における学科課程の変遷について述べた長廣は、高商の修業年限延長すなわち 4 年制化の代替として選択科目の増加を考え、それこそがドイツの商科大学教育という理想への前進とみたが、大分高商の場合も、たしかに、第 1 回改正で初めて選択科目が置かれ、第 2・第 3 回改正を経て選択科目数は最大の 21 にまで増えた。学科課程表に掲載された学科目数 62 の約 3 分の 1 を占めるまで選択科目の拡大が推し進められた。しかしながら、大分高商の第 4 回・第 5 回改正に目を向けると選択科目数は減少していく。学科課程の変遷は長廣の言う「理想」への志向だけで説明することはできない。同じく選択科目数が大幅に減少した、和歌山高商における 1938 年改正では教育の配慮を目的としたものであった。

そもそも第 3 回改正時までの拡大局面は、選択科目のみが増えたというわけではなく、必修科目を含めた総科目数が増えていった。必修科目が最大化し 39 となった第 4 回改正を境に選択科目は大幅に縮小していくことになるが、学科目全体も整理縮小に向かう。ただし、「標準教授要綱」に準拠した第 6 回改正とその前の第 5 回改正では必修科目数に差があるものの、総科目数は大きな差があるわけではない。

総科目数の増加は、選択科目の増加を含め学習内容が増えたことに起因する。転機となるのは、学科目のカテゴリー分けが学科課程表に現れた第 2 回改正である。このとき、「商業学」や「経済学」という学科目が消え、学科目が細分化されていく。教えるべき内容が増えたため、ひとつの学科目としておくことはできなく

¹⁸⁴⁾ 『官報』第 5160 号、1944 年 3 月 29 日付、NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2961666> 最終アクセス日：2021 年 7 月 26 日

¹⁸⁵⁾ 『官報』第 5165 号、1944 年 4 月 5 日付、NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11286397> 最終アクセス日：2021 年 7 月 26 日

なるのである。とくに「商業学」は、元来、雑多な内容を寄せ集めたものであった。東京高商・商大教授であった上田貞次郎が述べたように、「商業学」は欧州語で表記するならば複数形で表記されるものであった。「学」として体系を持たない「商業学」はいわば各論のみであり、それらを別々の学科目としたのである。「学」としての体系を持つ経済学も、理論分野、政策分野、歴史、地理あるいは海外経済事情という形で分割され、法律学も通論のほか、憲法、民法など法律ごとに分かれていく。

こうした学科目の細分化は、旧い学校制度下において大学となった東京・神戸においては大学化する直前の学科課程改正においてみられた。学科目の細分化はすくなくとも「技術から理論へ」という志向の一端をあらわしており、その点において高等実業教育の理想は堅持されていた。

さらに、第3回改正において「経営経済学」が導入されたことも、「技術から理論へ」の転換のひとつの形であろう。「経営経済学」は「学」としての体系を持たない複数形の「商業学」に対し、理論体系としての単数形の商業学を打ち立てる試みであった。

たほう「学」としての体系をもっていた経済学では、帝国大学で確立された教育基本型への志向も、大学化した東京・神戸両高商にみられたもうひとつの特徴である。大分高商の場合、それは第2回改正時に訪れているとみるとできる。開講時からあった「財政学」、第1回改正で必修化された「統計学」に加え、「経済学」が細分化され、「経済原論」「貨幣論」「工業政策」「商業政策」が必修科目として置かれ、

従来の「商業史」が「経済史」に転換されたことで、経済学系学科目で「理論」「政策」「歴史」の三本柱がそろうことになる。

第3回改正は「技術から理論へ」という理想を強化したとみることができる。理論志向の「経営経済学」が開講されただけでなく、選択科目数は最大となり、理論的思考の基礎となる「論理学」が必修科目として新規に始められた。

ただし、「技術から理論へ」の流れは選択科目の減少が始まる第4回改正で途絶するわけではない。商業学系学科目と経済学系学科目の学習時間の比率の変化をみれば、第4回改正以降、第6回改正まで継続したとみえる。経済学系学科目を理論、商業学系学科目を技術と単純にみなすことはできないとはいえ、開校時の学科課程においては、3年間の学習時間において経済学系学科目の学習時間のおよそ5倍が商業学系学科目に充てられていたが、第3回改正時点でその半分の2.5倍程度となる。学習時間における経済学系学科目の比率の増加はその後も続き、第6回改正時には逆転が起こるのである¹⁸⁶⁾。

また、第4回改正以降においても、理想的な学習を促す学科課程編成が試みられており、第4回改正時の「商事研究」の第2学年への拡大や、選択科目ではあったが「法律演習」の第2学年からの開講は、生徒の「自學自習の良風を養成」しようとする目的とするものであった。

たほうで、学科課程改正の頻度あるいは間隔に目を向けてみたとき、学科課程改正が常に「技術から理論へ」、あるいは理想への道でなかったことも分かる。たとえば、第2回改正時

¹⁸⁶⁾ ちなみに、「官立經濟専門學校規程」(1944年4月5日付文部省令第18号)によれば、商業学は「經營」というカテゴリーに変わっているが、3年間の総学習時間は805時間(年35週とした場合、週あたりの学習時間換算:23時間)で、経済学が700時間(前同:20時間)となる。「高等商業学校」から「經濟専門学校」へと名称変更したにもかかわらず、再逆転が起こっている。

に新たに必修科目とされた「論理学」が 4 年後の第 3 回改正時に廃止された。『二十年史』には諸理論の基礎として導入したが、効果がなかつたために選択科目の「社会学」へと変更した旨が記される。また、同じく第 2 回改正において「第二外国語」から「選択外国語」に科目名が変更され、選択言語に英語が加えられたが、これも 8 年後の第 4 回改正において選択言語から英語が除外されることになる。外国語を英語ひとつに絞ることを可能にすることで、英語の学力向上につながるであろうという思惑は実態を伴うものとはならなかったのである。生徒たちの

学習状況を踏まえ、理想と現実との調整のプロセスであったことも分かる。これは如上のとおり、和歌山高商にもみられる。

「商業技術者」の養成から理論を踏まえた高等教育としての商業教育へという移行は、第 2 回改正以降、最後の第 6 回改正までの継続して目指されたものと考えられる。第 4 回改正以降は単に理想を追求するだけでなく、現実を踏まえた教育、理想と現実との調整もあったとはいえ、商業学系学科と経済学系学科との学習時間比の変化には「技術から理論へ」の移行をみることができるであろう。

9 附録：表

表 1: 開校当初の学科目表
1922（大正 11）年 1 月 14 日制定（文部省令第 3 号）

分野	学科目名	1-1	1-2	2	3
普	修身	1	1	1	1
普	国語漢文	商 4	商 1	-	-
商	書法 商業作文	2	2	2	-
普	歴史	商 2	商 2	-	-
普	英語	8	8	8	8
普/商	理化学 商品学	商 2 2	商 2 2	3	-
法	法律学	3	3	3	3
経	経済学 財政学	中 3	3	2	3
商	商業学 商業実習	中 2	中 2	4	10
商	簿記 会計学	中 3	中 3	3	3
普	数学	3	3	2	-
商	商業地理	2	2	1	-
普	第二外国語	3	3	3	2
普	体操	2	2	2	2
総学習時間		34	34	34	32

* 1:「分野」は 1929（昭和 4）年 3 月 15 日改正「大分高等商業学校規程」の分類および 1921（大正 10）年 3 月 18 日改正「商業学校規程」第八・九条に示された「商業学校ノ学科目」および「商業ニ関スル学科目」を参照しつつ、「普」：普通学科目、「商」：商業学系学科目、「経」：経済学系学科目、「法」：法律学系学科目、「その他」に大別した。以下、同様。

* 2:「1-1」とは、「第一学年第一学期」を表す。以下、同様。

* 3: 表内の学年・学期欄は、週あたりの授業時間数を表す。以下、同様。

* 4: 時間数における「商」とは商業学校出身者を、「中」とは中学校出身者を表す。以下、同様。

* 5: 時間数における「-」は開講がないことを表す。以下、同様。

表2 1921（大正10）年時点での中学校と商業学校における普通学科目学習時間比較

学科目	中学校 ¹⁸⁷⁾	商業学校（鳥取県立商業学校） ¹⁸⁸⁾
修身	5	5
国語及漢文	32	28（国語漢文16、習字7、作文5）
数学	20	22（商業算術、珠算を含む）
地理・歴史	15	12 ¹⁸⁹⁾
理科	18（博物8、物理及化学10）	6（博物2、物理2、化学2）
外国語	30	39
法制及経済	2	9（経済4、法規5）
週あたり学習時間	149	159

表3: 第1回改正

1926（大正15）年3月18日改正（文部省令第14号）

分野	学科目名	中1-1	中1-2	商1-1	商1-2	2	3
普	修身	1	1	1	1	1	1
普	国語漢文	-	-	2	2	-	-
商	書法商用文	1	1	1	1	1	-
普	歴史	-	-	2	2	-	-
普	理化学	-	-	3	2	-	-
普	英語	8	8	8	8	8	7
法	法律学	3	3	3	3	3	3
経	経済学 財政学	3	3	3	3	2	4
経	統計学	-	-	-	-	-	1
商	商業学 商業実践	3	2	-	2	6	8
商	簿記 会計学	3	5	-	-	3	3
普	数学	3	3	2	2	2	-
商	工学 商品学	3	2	3	2	2	-

<次頁へ>

¹⁸⁷⁾ 1919（大正8）年3月29日付「中学校令施行規則改正」¹⁸⁸⁾ 『鳥取県立商業學校一覽 大正十年七月』¹⁸⁹⁾ 地理は本科で商業地理、歴史は本科で商業歴史

表 3: 第 1 回改正
1926 (大正 15) 年 3 月 18 日改正 (文部省令第 14 号)

分野	学科目名	中 1-1	中 1-2	商 1-1	商 1-2	2	3
経/商	商業地理	2	2	2	2	1	-
	海外経済事情						
普	第二外国語	3	3	3	3	3	2
その他	選択科目	-	-	-	-	-	2
その他	商事研究	-	-	-	-	-	不定時
普	体操	2	2	2	2	2	2
総学習時間		35	35	35	35	34	33

〈表 3 了〉

* 6: 「選択科目」には、「商業史」「国際金融論」「商工心理学」「商事関係法」「国際法」「経済学史」「植民政策」があり、普通学科目ではないものの、商業学、経済学、法律学の三分野のひとつに分けることができないため「その他」とした。

* 7: 学校一覧の「商事研究指導規程」によれば、「商事研究」は卒業研究に相当するものであり、その「要目」は「(一) 商業学」「(二) 経済学」「(三) 法律学」「(四) 簿記会計学」「(五) 商工業實地調査」の五つに分かれる¹⁹⁰⁾。これも三分野のひとつに分けることができないため「その他」とした。

* 8: 「工学」は、普通教育学科目ではなく、商業学、経済学、法律学のいずれの分野でもないために「その他」とした。

表 4: 第 2 回改正
1929 (昭和 4) 年 3 月 15 日改正 (文部省令第 5 号)

分野	学科目区分	学科目名	中 1-1	中 1-2	商 1-1	商 1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
普	-	修身	1	1	1	1	1	1	1	1
普	-	国語漢文	-	-	2	1	-	-	-	-
商	-	書法商業文	1	1	1	1	1	1	-	-
普	-	歴史	-	-	2	1	-	-	-	-
普	英語	訳解	3	3	3	3	2	2	2	2
普	英語	作文	2	2	2	2	2	2	2	2
普	英語	会話	1	1	1	1	1	1	-	-

〈次頁へ〉

¹⁹⁰⁾ 『大分高等商業学校一覧 自大正十五年至大正十六年』

表4: 第2回改正
1929(昭和4)年3月15日改正(文部省令第5号)

分野	学科目区分	学科目名	中 1-1	中 1-2	商 1-1	商 1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
商	英語	商業英語	1	1	1	1	2	2	2	2
普	-	選択外国語	3	3	3	3	3	3	2	2
普	哲学	哲学概論	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)
普	哲学	論理学	1	1	1	1	-	-	-	-
法	法律学	法学通論及 憲法	3	1	3	1	-	-	-	-
法	法律学	行政法	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-
法	法律学	国際法	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-
法	法律学	民法(総則、 物権債権)	-	2	-	2	3	3	-	-
法	法律学	民法 (親族相続)	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)
法	法律学	商法	-	-	-	-	-	-	3	3
法	法律学	民事訴訟法	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)
経	経済学	経済原論	3	3	3	3	-	-	-	-
経	経済学	貨幣論	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-
経	経済学	工業政策	-	-	-	-	-	-	2	2
経	経済学	商業政策	-	-	-	-	2	1	-	-
経	経済学	財政学	-	-	-	-	-	-	2	2
経	経済学	経済学史	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)
経	経済学	経済史	1	1	1	1	-	-	-	-
経	経済学	植民政策	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)
経*	経済地理	経済地理	2	2	2	2	-	-	-	-
経	海外経済 事情	海外経済 事情	-	-	-	-	1	1	-	-
経	-	統計学	-	-	-	-	-	2	-	-
商	商業学	商業通論	2	-	-	-	-	-	-	-
商	商業学	売買論	-	2	-	2	-	-	-	-
商	商業学	銀行及 外国為替論	-	-	-	-	2	2	1	1

<次頁へ>

表 4: 第 2 回改正
1929 (昭和 4) 年 3 月 15 日改正 (文部省令第 5 号)

分野	学科目区分	学科目名	中 1-1	中 1-2	商 1-1	商 1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
商	商業学	信託論	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)
商	商業学	取引所論	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)
商	商業学	倉庫論	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-
商	商業学	保険総論	-	-	-	-	1	1	-	-
商	商業学	海上保険論	-	-	-	-	-	-	2	2
商	商業学	火災保険論	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)
商	商業学	生命保険論	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)
商	商業学	交通論	-	-	-	-	2	2	-	-
商	商業学	企業経営論	-	-	-	-	-	-	2	2
商	商業学	商工心理	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-
商	商業学	貿易実務	-	-	-	-	-	-	1	2
商	簿記会計学	商業簿記	3	3	-	-	-	-	-	-
商	簿記会計学	銀行簿記	-	-	-	-	2	-	-	-
商	簿記会計学	英文簿記	-	-	-	-	(1)	(1)	-	-
商	簿記会計学	工業会計及 工場管理	-	-	-	-	-	-	2	1
商	簿記会計学	会計学	-	-	-	-	-	1	2	2
商	簿記会計学	会計監査	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)
普	数学	代数幾何	-	-	2	2	-	-	-	-
商	数学	商業数学	2	2	-	-	2	2	-	-
商*	数学	珠算	1	1	-	-	-	-	-	-
普	-	物理及化学	-	-	2	2	-	-	-	-
その他	-	工学	2	1	2	1	-	-	-	-
商	-	商品学	-	1	-	1	2	2	-	-
その他	-	商事研究	-	-	-	-	-	-	不定時	不定時
普	-	体操	2	2	2	2	2	2	2	2
総学習時間			34	34	34	34	31(2)	31(2)	28(4)	28(4)

<表 4 了>

* 9: 「経済地理」の「分野」の「経」に*を付したのは、学科目名から判断したことを表す。

* 10: 時間数表における () 付の数字は選択科目を表す。以下、同様。

* 11: 「選択外国語」には「英語」を含む。

* 12: 「哲学概論」「論理学」は、高等普通教育機関である高等学校高等科（文科）・大学予科（東京商科大学予科を含む）において教授される学科目「哲学概説」「心理及論理」に類似するものであるため「普通教育学科目」とした¹⁹¹⁾。

表5 1930（昭和5）年商業学校規程改正後の中学校と商業学校における普通学科目学習時間比較

学科目	中学校 ¹⁹²⁾	商業学校（兵庫県立姫路商業学校） ¹⁹³⁾
修身	5	5
公民科 ¹⁹⁴⁾	4	5
国語及漢文	29~33(28~34) ¹⁹⁵⁾	29
地理・歴史	15	12
外国語	20~30(16~30)	30
数学	15~21(14~21)	20
理科	18~24(19~26)	8
週あたり学習時間	152~162(150~165)	164

表6: 第3回改正

1933（昭和8）年3月29日付改正（文部省令第6号）

分野	学科目区分	学科目名	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
普	-	修身	1	1	1	1	1	1
普	-	体操	2	2	2	2	2	2
普	-	国語漢文	(商) 3	(商) 1	-	-	-	-
普	数学	代数幾何	(商) 2	(商) 2	-	-	-	-
普	数学	高等数学	-	-	(1)	(1)	-	-
普	-	物理及化学	(商) 2	(商) 2	-	-	-	-

〈次頁へ〉

¹⁹¹⁾ 1919年3月29日付文部省令第8号「高等学校規程」改正（『官報』第1994号、1919年3月29日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2954108> 最終アクセス日：2021年5月20日

¹⁹²⁾ 1931（昭和6）年文部省令第2号中学校令施行規則改正（『官報』第1207号、1931年1月10日付）NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957675> 最終アクセス日：2021年5月26日 ただし、第四（甲号）もしくは第三学年（乙号）から実業を必ず増課する第一種、外国語を必ず増課する第二種に分かれる。また表内の事業時間数は、「基本科目」の時間数に増課科目の最小と最大の増課時間数を加えたものである。

¹⁹³⁾ 『兵庫県立姫路商業學校一覽（昭和八年度）』NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1282221> 最終アクセス日：2021年5月26日

¹⁹⁴⁾ 1931年文部省令第2号によって「法制及経済」に代わって導入された学科目である。

¹⁹⁵⁾ () 内は第三学年から増課をおこなう乙号表による。以下、同様。

表 6: 第 3 回改正
1933 (昭和 8) 年 3 月 29 日付改正 (文部省令第 6 号)

分野	学科目区分	学科目名	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
普	英語	訳解	3	3	2	2	2	2
普	英語	作文	2	2	2	2	2	2
普	英語	会話文法	2	2	1	1	-	-
商	英語	商業英語	1	1	2	2	2	2
普	選択外国語	-	3	3	3	3	3	3
普	-	世界近世史	(商) 2	(商) 2	-	-	-	-
普	-	哲学概論	-	-	-	-	(1)	(1)
その他	-	社会学	-	-	(1)	(1)	-	-
法	法律学	法学通論 及憲法	3	1	-	-	-	-
法	法律学	行政法	-	-	-	-	(1)	(1)
法	法律学	国際法	-	-	(1)	(1)	-	-
法	法律学	民法 (総則、 物権、債権)	-	2	3	3	-	-
法	法律学	民法 (親族、相続)	-	-	-	-	(1)	(1)
法	法律学	商法	-	-	-	-	3	3
法	法律学	民事手続法	-	-	-	-	(1)	(1)
経	経済学	経済原論	-	2	2	2	-	-
経	経済学	貨幣論	-	-	(1)	(1)	-	-
経	経済学	景気論	-	-	-	-	(1)	(1)
経	経済学	商業政策	-	-	-	2	-	-
経	経済学	工業政策 及社会政策	-	-	-	-	2	2
経	経済学	財政学	-	-	-	-	2	2
経	経済学	経済学史	-	-	-	-	(1)	(1)
経	経済学	植民政策	-	-	-	-	(1)	(1)
経	経済学	海外経済事情	-	-	1	1	-	-
経	経済学	経済統計論	-	-	-	2	-	-
商	商業学	商業概論	(中) 3	(中) 1	-	-	-	-

<次頁へ>

表 6: 第 3 回改正
1933 (昭和 8) 年 3 月 29 日付改正 (文部省令第 6 号)

分野	学科目区分	学科目名	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
商	商業学	経営経済学	-	-	-	-	1	2
商	商業学	配給市場論	-	2	-	-	-	-
商	商業学	販売管理論	-	-	-	-	2	-
商	商業学	金融論	-	-	2	2	-	-
商	商業学	銀行論	-	-	-	-	(1)	(1)
商	商業学	信託論	-	-	-	-	(1)	(1)
商	商業学	取引所論	-	-	-	-	(1)	(1)
商	商業学	倉庫論	-	-	(1)	(1)	-	-
商	商業学	保険総論	-	-	1	1	-	-
商	商業学	海上保険論	-	-	-	-	2	2
商	商業学	火災保険論	-	-	-	-	(1)	(1)
商	商業学	生命保険論	-	-	-	-	(1)	(1)
商	商業学	海運論	-	-	2	2	-	-
商	商業学	陸運論	-	-	(1)	(1)	-	-
商	商業学	貿易実務	-	-	-	-	1	1
商	商業学	商業文	1	1	1	-	-	-
商	商業学	商業数学	(中) 2	(中) 2	2	2	-	-
商	商業学	珠算	(中) 1	(中) 1	-	-	-	-
商	商業学	商業史	2	-	-	-	-	-
商	商業学	商業地理	2	2	-	-	-	-
商	簿記会計学	商業簿記	(中) 3	(中) 3	-	-	-	-
商	簿記会計学	銀行簿記	-	-	2	1	-	-
商	簿記会計学	英文簿記	-	-	(1)	(1)	-	-
商	簿記会計学	工業会計	-	-	-	-	1	1
商	簿記会計学	会計学	-	-	-	-	2	3
商	簿記会計学	会計監査	-	-	-	-	(1)	(1)
商	商品学	商品学	1	2	2	-	-	-
商	商品学	商品実験	-	-	(1)	(1)	-	-
その他	-	工学	2	1	-	-	-	-

<次頁へ>

表 6: 第 3 回改正
1933 (昭和 8) 年 3 月 29 日付改正 (文部省令第 6 号)

分野	学科目区分	学科目名	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
その他	-	商事研究	-	-	-	-	不定時	不定時
	総学習時間		34	34	31 (3)	31 (3)	27 (6)	27 (6)

<表 6 了>

表 7: 第 4 回改正
1937 (昭和 12) 年 4 月 9 日付改正 (文部省令第 19 号)

分野	学科目区分	学科目名	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
普	-	修身	1	1	1	1	1	1
普	-	体操	2	2	2	2	2	2
普	-	国語漢文	(商) 3	-	-	-	-	-
普	-	代数幾何	(商) 2	(商) 2	-	-	-	-
普	英語	訳解	2	2	2	2	2	2
普	英語	作文	2	2	2	2	2	2
普	英語	会話文法	2	2	1	1	-	-
商	英語	商業英語	2	2	2	2	2	2
普	選択外国語	-	3	3	3	3	3	3
普	-	世界近世史	(商) 2	(商) 2	-	-	-	-
普	-	哲学概論	-	-	-	-	-	(2)
法	法律学	法学通論 及憲法	3	-	-	-	-	-
法	法律学	国際法	-	-	-	-	(2)	-
法	法律学	民法 (総則、 物権、債権)	-	2	3	3	-	-
法	法律学	民法 (親族、相続)	-	-	-	-	(2)	-
法	法律学	商事法	-	-	-	-	3	4
法	法律学	民事手続法	-	-	-	-	-	(2)
法	法律学	法律演習	-	-	-	(2)	-	(2)
経	経済学	経済原論	-	3	3	-	-	-

<次頁へ>

表 7: 第 4 回改正
1937 (昭和 12) 年 4 月 9 日付改正 (文部省令第 19 号)

分野	学科目区分	学科目名	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
経	経済学	景気論	-	-	-	2	-	-
経	経済学	商業政策	-	-	-	2	-	-
経	経済学	工業政策及 社会政策	-	-	-	-	2	2
経	経済学	財政学	-	-	-	-	2	2
経	経済学	経済学史	-	-	-	-	-	(2)
経	経済学	植民政策	-	-	-	-	(2)	-
経	経済学	海外経済事情	-	-	-	-	2	-
経	経済学	経済統計論	-	-	1	2	-	-
商	商業学	商業概論	(中) 3 (商) 2	-	-	-	-	-
商	商業学	配給市場論	-	2	-	-	-	-
商	商業学	販売管理論	-	-	-	-	2	-
商	商業学	金融機関論	-	-	2	2	-	-
商	商業学	外國為替論	-	-	-	-	2	-
商	商業学	取引所論	-	-	1	-	-	-
商	商業学	保険総論及 生命保険論	-	2	-	-	-	-
商	商業学	海上保険論	-	-	-	-	2	2
商	商業学	火災保険論	-	-	-	-	-	(2)
商	商業学	海運論	-	-	1	2	-	-
商	商業学	陸運論	-	-	-	-	(2)	-
商	商業学	経営経済学	-	-	-	-	-	3
商	商業学	商業史	2	-	-	-	-	-
商	商業学	商業地理	2	2	-	-	-	-
商	商業学	貿易実務	-	-	-	-	1	1
商	商業学	商業文	1	1	1	-	-	-
商	商業学	商業数学	(中) 2	(中) 2	2	2	-	-
商	商業学	珠算	(中) 1	(中) 1	-	-	-	-
商	簿記会計学	商業簿記	(中) 3 (商) 2	(中) 3 (商) 2	-	-	-	-

<次頁へ>

表 7: 第 4 回改正
1937 (昭和 12) 年 4 月 9 日付改正 (文部省令第 19 号)

分野	学科目区分	学科目名	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
商	簿記会計学	銀行簿記	-	-	3	-	-	-
商	簿記会計学	工業会計	-	-	-	3	-	-
商	簿記会計学	会計学	-	-	-	-	2	2
商	簿記会計学	会計監査	-	-	-	-	-	(2)
商	商品学	商品学	-	2	3	-	-	-
商	商品学	商品実験	-	-	-	(2)	-	-
その他	-	工学	3	-	-	-	-	-
その他	-	商事研究	-	-	1	1	1	1
総学習時間			34	34	34	32 (2)	30 (4)	28 (6)

〈表 7 了〉

表 8: 第 5 回改正
1940 (昭和 15) 年 4 月 17 日付 (文部省令第 22 号)

分野	学科目名	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
普	修身	1	1	1	1	1	1
その他	教練	2	2	2	2	2	2
普	体操	1	1	1	1	1	1
その他	武道	1	1	-	-	-	-
普	国語漢文	(商) 2	-	-	-	-	-
普	英語	8	8	7	7	6	6
普	選択外国語	3	3	3	3	2	2
商	珠算	(中) 1	(中) 1	-	-	-	-
普	代数幾何	(商) 2	(商) 2				
普	世界近世史	(商) 2	(商) 2	-	-	-	-
普	哲学概論	-	-	-	-	-	(2)
法	法学通論及憲法	3	-	-	-	-	-
法	民法	-	2	3	3	-	-
法	商事法	-	-	-	-	3	4

〈次頁へ〉

表 8: 第 5 回改正
1940 (昭和 15) 年 4 月 17 日付 (文部省令第 22 号)

分野	学科目名	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
法	国際法	-	-	-	-	-	(2)
経	経済原論	-	3	3	-	-	-
経	景気論	-	-	-	-	(2)	-
経	商業政策	-	-	1	2	-	-
経	工業政策	-	-	-	-	2	2
経	財政学	-	-	-	-	2	2
経	経済学史	-	-	-	-	-	(2)
経	移植民論	-	-	-	-	(2)	-
経	経済史	2	-	-	-	-	-
経	経済地理	2	2	-	-	-	-
経	世界経済事情	-	-	-	-	2	-
経	経済統計論	-	-	1	2	-	-
商	商業概論	(中) 3 (商) 2	-	-	-	-	-
商	配給市場論	-	2	-	-	-	-
商	販売管理論	-	-	-	-	1	1
商	金融論	-	-	2	2	-	-
商	外国為替論	-	-	-	-	2	-
商	取引所論	-	-	1	-	-	-
商	保険論	-	-	-	2	2	2
商	海運論	-	-	2	1	-	-
商	陸運論	-	-	-	-	(2)	-
商	経営経済学	-	-	-	-	-	3
商	貿易実務	-	-	-	-	1	1
商	商業文	1	1	-	-	-	-
商	商業数学	(中) 2	(中) 2	2	2	-	-
商	商業簿記	(中) 3 (商) 1	(中) 3 (商) 2	-	-	-	-
商	銀行簿記	-	-	3	-	-	-
商	工業会計	-	-	-	3	-	-
商	会計学	-	-	-	-	2	2
商	会計監査	-	-	-	-	-	(2)
その他	工学	1	2	-	-	-	-

<次頁へ>

表 8: 第 5 回改正
1940 (昭和 15) 年 4 月 17 日付 (文部省令第 22 号)

分野	学科目名	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
商	商品学	-	-	2	3	-	-
商	商品実験	-	-	-	-	(2)	-
その他	商事研究	-	-	-	-	1	1
総学習時間		34	34	34	34	30 (4)	30 (4)

〈表 8 了〉

* 13：この年より第一部・第二部に分かれるが、第一部は「本科」、第二部は「東亜科」である。
ここでは、第一部の学科目表のみ示す。

表 9: 第 6 回改正
1942 (昭和 17) 年 3 月 23 日付 (文部省令第 14 号)

分野	学科目名	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
普	修身	1	1	1	1	1	1
普	体操	1	1	1	1	1	1
その他	教練	2	2	2	2	2	2
普	国史	2	-	-	-	-	-
普	国語及漢文	(商) 1	(商) 1	-	-	-	-
普	数学	(商) 2	(商) 2	-	-	-	-
普	第一外国語	6	6	5	5	5	5
普	第二外国語	3	3	2	2	2	2
法	法学通論及憲法	2	2	-	-	-	-
法	民法	-	-	3	3	-	-
法	商法	-	-	-	-	3	3
経	経済原論	-	3	3	-	-	-
経	経済政策	-	-	3	3	2	2
経	経済史	3	-	-	-	-	-
経	経済地理	2	2	-	-	-	-
経	財政学	-	-	-	-	2	2
経	金融論	-	-	2	2	-	-
経	統計学	-	-	-	2	-	-
経	日本産業論	-	-	-	-	-	2

〈次頁へ〉

表 9: 第 6 回改正
1942 (昭和 17) 年 3 月 23 日付 (文部省令第 14 号)

分野	学科目名	1-1	1-2	2-1	2-2	3-1	3-2
経	東亜経済論	-	-	-	-	2	2
商	商業概論	3	2	-	-	-	-
商	経営経済学	-	-	2	2	-	-
商	交通論	-	-	2	2	-	-
商	保険論	-	-	-	2	2	-
商	簿記	(中) 3 (商) 1	(中) 3 (商) 1	2	2	-	-
商	会計学	-	-	-	-	2	2
商	商業数学	2	2	-	-	-	-
商	珠算	(中) 1	(中) 1	-	-	-	-
商	商品学	-	1	2	1	-	-
その他	工業概論	-	2	-	-	-	-
その他	演習	-	-	1	1	2	2
その他	特殊学科目	-	-	-	-	5	5
総学習時間		31	31	31	31	31	31

〈表 9 了〉

表 10: 第 6 回改正: 特殊学科目

分科	分野	学科目名	3-1	3-2
商業分科	商	配給論	-	2
	商	会計監査	1	1
	商	金融各論	2	-
	商	保険各論	-	2
	経	景気論	2	-
	商	商業実践	1	1
貿易分科	商	国際金融	-	2
	商	保険各論	-	2
	経	世界経済論	2	-
	経	植民論	2	-
	経	国際論	-	2
	商	貿易実践	1	1

〈次頁へ〉

表 10: 第 6 回改正：特殊学科目

分科	分野	学科目名	3-1	3-2
経営分科	商	工業経営論	2	-
	商	組合論	2	-
	商	会計監査	1	1
	経	社会政策	-	2
	経	景気論	2	-
	商	工業各論	-	2

<表 10 了>

* 14：第 5 回改正と同様に、第一部の学科目表のみ示す。